

本庄市被災建築物 応急危険度判定業務マニュアル

(ver20240331)

本 庄 市

目次

まえがき

震前対策編

1 市震前マニュアル	1
------------	---

震後対策編

判定実施体制（参集マッチングシステムを用いる場合）	14
判定実施体制（参集マッチングシステムを用いない場合）	15
主な業務内容	16
1 実施本部業務マニュアル	17
2 判定士業務マニュアル	27

用語編	32
-----	----

様式編

情報伝達様式の一覧	42
1 地震による建築物被災状況及び判定実施本部の設置有無について（様式1）	43
2 応急危険度判定実施計画書（様式2）	44
3 応急危険度判定支援要請書（様式3）	48
4 派遣依頼書（様式4）	52
派遣依頼書1（様式4-1）	53
派遣依頼書2（様式4-2）	55
5 災害対策本部連絡表（様式4-3）	57
6 相互応援協定関係	58
7 参考様式	66
被災建築物応急危険度判定調査結果入力表（参考様式1）	
被災建築物応急危険度判定集計表（参考様式2）	
被災建築物応急危険度民間判定士等名簿（様式3）※埼玉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル参照	
訓練活動及び判定活動状況通知書（様式5）	
8 応急危険度判定調査表（W・S・RC造）	72
9 判定ステッカー（調査済・要注意・危険）	75

資料編

1 本庄市被災建築物応急危険度判定要綱	79
2 本庄市被災建築物応急危険度判定情報伝達訓練実施要領	82
3 指定避難所・指定緊急避難場所リスト	86
4 リーフレット	
被災建築物応急危険度判定のお知らせ	88
震度と揺れ等の状況（概要）	89
5 本庄市地震ハザードマップ（市ホームページ参照）	

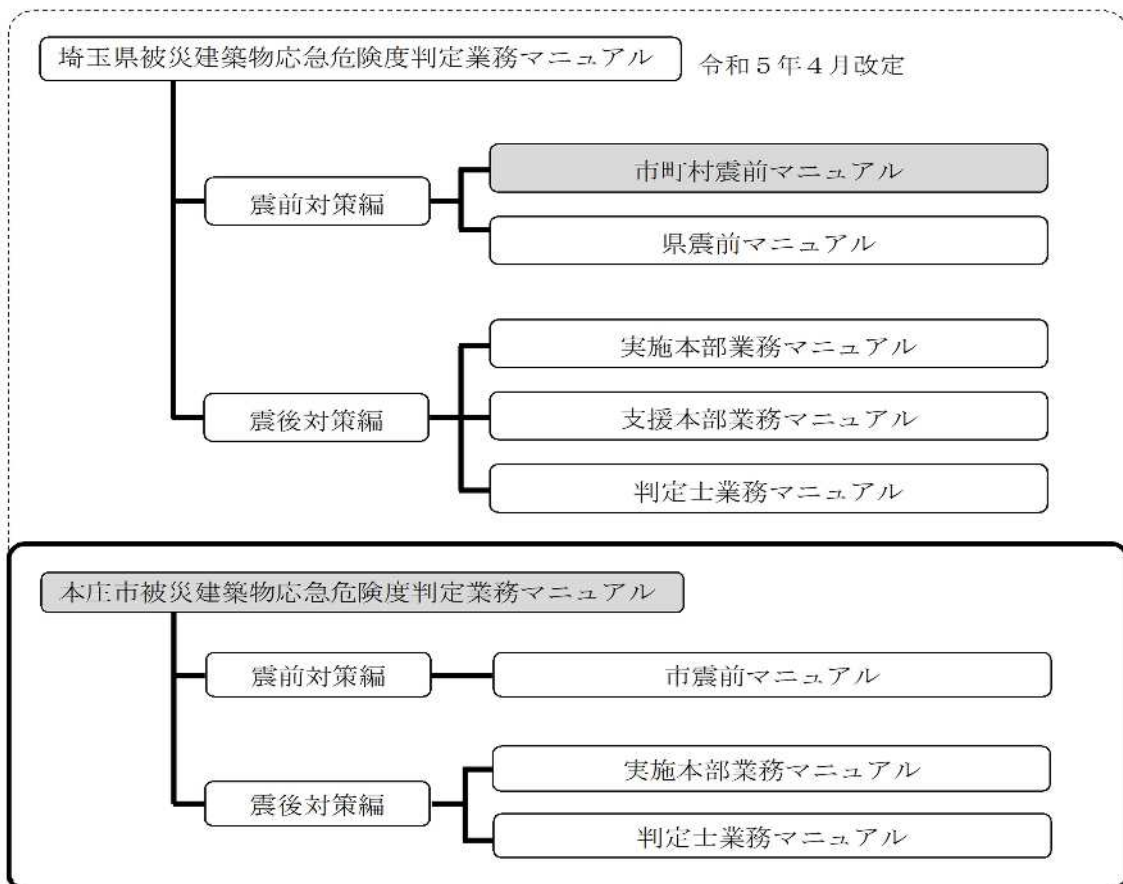
本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

まえがき

本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「本業務マニュアル」という。）は、地震により被災した建築物の応急危険度判定に携わる者が、円滑に的確でかつ迅速な判定を行えるよう、本庄市で活動する判定士のそれぞれの役割及び行動についてマニュアルとして記載したものであり、下図のように構成されています。

このたび、埼玉県が「被災建築物応急危険度判定士マッチングシステム」を開発し、令和4年度から運用を開始しました。これに伴い、埼玉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下「県業務マニュアル」という。）が令和5年4月に改定されたため、本業務マニュアルを改定するものです。

なお、市震前マニュアル及び実施本部業務マニュアルは、本庄市地域防災計画及び本庄市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき作成しております。作成にあたっては、県業務マニュアル及び全国被災建築物応急危険度判定協議会発刊の被災建築物応急危険度判定必携を参考としており、万一、本市が被災した際にはこれらも活用されることになります。



※埼玉県は、県内の市町村災害対策本部が実施する被災建築物応急危険度判定業務を支援するため、支援本部業務のマニュアルを定めています。本業務マニュアルでは、「用語」の頁において支援業務に関する用語を参考に掲載しました。

令和6年3月

震前対策編

市震前マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成、建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の参集方法及び判定資機材の備蓄等あらかじめ震前に、本市が準備すべき基本的事項について定めたものである。なお、本庄市地域防災計画において判定に関することは、復旧部（都市整備部長）のもと、建築班（建築開発課、営繕住宅課）（以下「実施本部」という。）が担当しており、これに係る事務を所管課である建築開発課が執り行うものとする。

第2 実施体制の確立

1 建築開発課長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、実施本部を設置し判定活動を実施する。ただし、「本庄市地域防災計画」に基づく初期活動体制又は非常体制において、市長が実施本部を設置する必要があると認めた場合はこれを優先するものとする。

2 震前実施計画

(1) 実施本部体制

① 実施本部は、実施本部長（建築開発課長）のもと、次に掲げる業務体制によって構成される。

実施本部長
(建築開発課長)

業務：判定全般の総括 (◎)

判定計画班：2～6人程度 ◎建築開発課係長職、担当職員1名 ○その他数名

- 業務：①判定実施計画の作成、見直し (◎○)
 ②判定実施計画の決定 (◎)
 ③住民対応、報道機関対応 (◎)
 ④支援本部、災害協定等関係自治体等との連絡調整 (◎○)
 ⑤判定拠点ごとの判定士・判定コーディネーターの人数決定 (◎○)

判定支援班：3～10人程度 ◎建築開発課係長職、担当職員2名 ○その他数名

- 業務：①建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集 (◎○)
 ②判定区域全体図・街区マップの作成 (◎○)
 ③地元判定士等への参集要請 (◎○)
 ④判定士、判定コーディネーターの名簿管理 (◎○)
 ⑤判定コーディネーターとの連絡・調整 (◎○)
 ⑥判定結果のとりまとめ (◎○)
 ⑦判定実施記録の作成 (◎○)
 ⑧判定士の班編成※ (◎○)

後方支援班：2～6人程度 ◎営繕住宅課係長職、担当職員1名 ○その他数名

- 業務：①判定時配布チラシ等、判定関係資料作成 (◎○)
 ②判定拠点、判定資機材、食事、宿泊の手配 (◎○)
 ③自転車、バス等判定士移動手段の確保 (◎○)
 ④民間判定士等補償制度事務 (◎○)

注) 被害状況により実施本部員が不足する場合、後方支援班を支援本部に設ける。

◎：復旧部建築班、本庄市職員で判定士の資格を持つ者

○：他自治体応援行政職員等

※ 判定コーディネーターの負担が大きくなる場合、判定士の班編成については、後方支援班で行うことができる。

- ② 実施本部は、緊急時の連絡体制の名簿を整え、実施本部員の連絡先を把握し、実施本部員に異動があった場合は直ちに名簿を更新する。

(2) オペレーションタイプ

タイプAを標準とする。

タイプA	判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施
タイプB	所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

(3) 想定地震と判定実施区域及び判定拠点、優先順位

① 地震による被災建築物等の予測

本庄市地域防災計画（埼玉県地震被害想定調査）に掲げる本市における最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」による建築物の被害想定に基づき市内の被害建築物の判定棟数を算出する。

住宅の総数と被害想定		本庄市地域防災計画（H30.3）から一部抜粋		
住宅（一戸建て住宅、長屋、共同住宅）の棟数				
建 物 総 数	木造		24,930棟	
	非木造		7,930棟	
	判定予測棟数		32,860棟	
建物被害想定				
項目	予測内容：被害棟数（関東平野北西縁断層帯地震「マグニチュード8.1」最大震度7）			
建 物 被 害	木造	揺れ・液状化	全壊	5,192棟
			半壊	4,214棟
	非木造	揺れ・液状化	全壊	338棟
			半壊	689棟
	急傾斜地崩壊		全壊	3棟
			半壊	6棟
	全壊		計	5,533棟
半壊		計	4,909棟	

② 判定実施区域及び判定拠点、優先順位

本庄市地震ハザードマップ、本庄市建築物耐震改修促進計画を活用し、判定区域及び優先順位、判定拠点を次のとおりとする。

1) 判定実施区域及び判定実施順位等の決定

○判定実施区域

ア 本庄市建築物耐震改修促進計画に掲げる区域（中心市街地木造住宅密集区域、緊急輸送道路沿道区域）

イ 地震ハザードマップの建物全倒壊分布図を5つに分割した区域（次図）

本庄市地震ハザードマップ

出典 埼玉県建設省地定調査報告書(平成26年3月)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/hgaisoutel/>

本庄市建物全壊棟数分布図

この地図は、埼玉県が地表面積分布図のデータをもとに、推定別年度別の建物データから倒壊被害の危険度を予測し、250mメッシュで表示したものです。昭和56年5月31日以前の建物の割合が高い区域は、危険度が高く表示されます。

- 建物全壊棟数**
- 10棟以上
 - 5棟以上10棟未満
 - 2棟以上5棟未満
 - 1棟以上2棟未満
 - 0棟より大きく1棟未満
 - 0棟

判定実施区域図

E 地区

D 地区

C 地区

B 地区

A 地区

本庄市役所
(判定拠点)

児玉総合支所
(判定拠点)

— 地区境

指定避難所・指定緊急避難場所

NO	指定避難所	種別	住所	床面積	階数
1	本庄市立山崎	小学校	〒374-0109 山崎1-1-9	24,374.8	2-2
2	本庄市立大宮	小学校	〒374-0121 大宮2-1	22,612.1	2-2
3	本庄市立大宮	中学校	〒374-0121 大宮2-1	21,262.1	2-1
4	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,028.2	2-2
5	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	25,111.1	2-2
6	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,733.3	2-2
7	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,351.1	2-2
8	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	32,011.1	2-2
9	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,247.1	2-2
10	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,210.1	2-2
11	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	27,011.1	2-2
12	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,022.1	2-2
13	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,191.1	2-2
14	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-2
15	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,166.1	2-1
16	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,667.1	2-2
17	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,472.1	2-2
18	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,676.1	2-2
19	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,432.1	2-2
20	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,719.1	2-2
21	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,166.1	2-1
22	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,231.1	2-2
23	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	34,181.1	2-2
24	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,481.1	2-2
25	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-2
26	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	33,243.1	2-1
27	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,922.1	2-2
28	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,922.1	2-2
29	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
30	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,333.1	2-1
31	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,131.1	2-1
32	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,131.1	2-1
33	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	27,043.1	2-1
34	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
35	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
36	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
37	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
38	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
39	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
40	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
41	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
42	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
43	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
44	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
45	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
46	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
47	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
48	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
49	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
50	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1

※この図面は「被災建築物応急危険度判定業務」のため「本庄市地震ハザードマップ」を活用してA～Eの5地区に分割、及び判定拠点を示したものです。



福祉避難所

NO	指定避難所	種別	住所	床面積	階数
1	本庄市立山崎	小学校	〒374-0109 山崎1-1-9	24,374.8	2-2
2	本庄市立大宮	小学校	〒374-0121 大宮2-1	22,612.1	2-2
3	本庄市立大宮	中学校	〒374-0121 大宮2-1	21,262.1	2-1
4	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,028.2	2-2
5	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	25,111.1	2-2
6	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,733.3	2-2
7	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,351.1	2-2
8	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	32,011.1	2-2
9	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,247.1	2-2
10	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,210.1	2-2
11	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	27,011.1	2-2
12	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,022.1	2-2
13	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,191.1	2-2
14	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-2
15	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,166.1	2-1
16	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,667.1	2-2
17	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,472.1	2-2
18	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,676.1	2-2
19	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,432.1	2-2
20	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,719.1	2-2
21	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,166.1	2-1
22	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	21,231.1	2-2
23	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	34,181.1	2-2
24	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	31,481.1	2-2
25	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-2
26	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	33,243.1	2-1
27	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,922.1	2-2
28	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,922.1	2-2
29	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
30	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,333.1	2-1
31	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,131.1	2-1
32	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,131.1	2-1
33	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	27,043.1	2-1
34	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
35	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	22,261.1	2-1
36	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
37	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
38	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
39	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
40	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
41	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
42	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
43	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
44	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
45	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
46	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
47	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
48	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
49	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1
50	本庄市立大宮	公民館	〒374-0121 大宮2-1	24,261.1	2-1

○判定実施順位等

ア 本庄市建築物耐震改修促進計画に掲げる区域（中心市街地木造住宅密集区域、緊急輸送道路沿道区域）

イ 地震ハザードマップの建物全壊棟数分布図に示す下表の区域

No.	建物全壊棟数（250mメッシュ内）
1	10棟以上
2	5棟以上10棟未満
3	2棟以上5棟未満
4	1棟以上2棟未満
5	0棟より大きく1棟未満
6	0棟

2) 判定拠点は、原則、本庄市地域防災計画に掲げる防災拠点である本庄市役所本庁舎及び児玉総合支所の2箇所を選定する。ただし、被災状況を鑑み必要に応じてその他の公共施設も検討する。

3) 被災建築物の棟数の予想では、被害想定のほか、建築物の確認申請台帳等を参考に、市内の町丁目ごとに、全建築物数の把握をした上で旧耐震基準（昭和56年5月以前に建てられた建築物）の建築物数を把握しておくことに努める。

また、都市計画基礎調査やハザードマップ（建物被害想定や液状化想定等）等の資料を参考にして、要判定区域（又は判定実施区域）ごとの地盤及び建築物の構造種別、建築年度分類等による地域の特性を把握することに努める。

(4) 対象となる建築物の用途規模

① 防災拠点となる庁舎、指定避難所等防災上重要な建築物を優先とする。なお、建築班は施設点検を同時に行い、（一社）埼玉建築士会児玉支部、（一社）埼玉県建築士事務所協会本庄支部、県等の協力を得て体制を整える。

② その他、対象となる建築物の用途規模は、基本的には戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍（以下「住宅」という。）を対象とするが、判定実施区域内での住宅以外の木造、鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の通常構法の建築物も被害状況により対象とする。ただし、建築物の高さは10階程度以下とする。建築物の高さが10階程度以上の高層建築物や大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、早期に建築士による調査を実施できるよう要請の準備に努める。

(5) 判定実施期間

震前実施計画上の判定実施期間は、10日間とする。

(6) 判定業務実施計画（震前）

市内の判定実施区域を5地区に分割するが、被災状況により市内全域を対象とするか否かが不透明な状況であるため、本庄市地域防災計画（埼玉県地震被害想定調査）に掲げる本市における最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」による市内全域の全半壊棟数から震前における判定業務実施計画を次表のとおり作成し、10日間の判定実施期間で判定業務を完了するための必要判定士数（市職員、協定、一般、県内・県外支援）、必要コーディネーター数、及び判定棟数を算出する。

本庄市被災建築物応急危険度判定業務実施計画表（震前）

地震発生		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
		判定者数（チーム数）判定計画棟数													
非常体制1号配備		災害対策本部設置													
非常体制2号配備		判定実施本部設置・判定実施（復旧部建築班）													
地震時体制		被害状況確認													
市職員乗入															
地元民間判定士乗入															
県内・県外判定士乗入															
支援要請開始		判定実施期間													
業務体制		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
行政	市職員	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟	12名(6チーム) 90棟
	協定	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟
	民間	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟
	一般	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟	16名(8チーム) 120棟
県内・県外支援		10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟	10名(5チーム) 75棟
判定者数		12名	38名	64名	104名	204名	248名	236名	200名	200名	200名	200名	200名	200名	200名
班(チーム)		1班(6チーム)	2班(19チーム)	4班(32チーム)	6班(52チーム)	11班(102チーム)	13班(124チーム)	12班(118チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)	10班(100チーム)
コ-ド・ネットワーク数		1名	1名	1名	1名	2名	3名	3名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	2名
判定実施数(棟/日)		90	285	480	780	1,530	1,860	1,770	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
判定実施数累計(棟)		90	375	855	1,635	3,165	5,025	6,795	8,295	9,795	11,295	12,795	14,295	15,795	17,295

※本庄市地域防災計画（埼玉県地震被害想定調査）による最も大きな被害想定の中半壊10、442棟≤10、920棟を判定実施数として概算計画

（参考：平成15年に実施された住宅・土地統計調査の住宅の耐震化の状況は、住宅総数28,190戸のうち耐震性のない住宅が約9,230戸）

【 】 「参集マッチングシステム」支援要請可（埼玉県登録判定士ののみ）

必要判定士数及び必要コーディネーター数の算出	
①必要判定士数	オペレーションタイプAを基本とし、震前実施計画上は判定士2名で1つのチームを編成し、判定棟数は15棟/チーム・日、個々の判定士の稼働日数を連続して3日間とする。（被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム（以下「参集マッチングシステム」という。）は1日単位での参集登録が可能であるため、県内判定士の必要判定士数算定にあたっては、判定士の稼働日数を1日とすることも可能。）ただし、判定実施区域が山間地であるなど1日あたりの棟数を低減する必要がある場合には、区域の実情に応じた判定棟数を設定し算定する。
②必要判定コーディネーター数	必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人かつ各判定拠点に原則1人以上配置するよう算定する。
③地元判定士数	地元判定士数（行政職員・民間判定士共に実際に判定活動ができる人数）を把握しておく。必要判定士数と地元判定士数から、不足する判定士数を把握しておく。支援要請をする際に備え、あらかじめこの不足分を県へ伝達し、情報共有しておく。
④不足コーディネーター数	基本的には、行政においてコーディネーターを配置することとするが、コーディネーターが不足する際には、地元コーディネーターの配置をせず、市が県へ支援要請を行う。
⑤判定コーディネーターの配置	市は、地元判定コーディネーターの名簿を作成し、判定実施区域から作成した判定街区マップをもとに配置計画を立てておく。

（7）判定資機材

- ① 市は、判定資機材の備蓄状況、必要となる数を把握し、準備しておく。不足する場合は事前に県に伝達し、情報共有しておく。
- ② 市は、判定拠点への判定資機材の運搬を想定しておく。また、県からの判定資機材の輸送方法も想定する。
- ③ 市は、判定街区マップを事前に作成し、円滑に判定が実施できるよう保管場所を選定する。また、1チームが1日に判定できる棟数を基準とし、チームごとの判定実施区域を分けておく。

【解説】

- ① 本庄市地域防災計画に基づき被災建築物の危険度判定業務に必要な資機材の備蓄を次表のとおり行う。保管場所は、本庄市役所本庁舎現業棟2階会議室とする。備蓄資機材の状態を維持できるように定期的に更新し、必要に応じ備蓄量の増加を検討する。また、被災宅地の応急危険度判定業務にも弾力的に使用できるものとする。

No.		被災建築物応急危険度判定資機材一覧表	
①	判定ステッカー	⑪	登録証入れ(ネームフォルダー) 200個
	危険(赤) 800枚	⑫	カラーベスト 80着
	要注意(黄) 1,100枚	⑬	軍手 84双
	調査済(緑) 2,300枚	⑭	布テープ 100個
②	判定調査票	⑮	マジック(黒・赤) 100セット(200本)
	木造(うぐいす) 2,500枚	⑯	ボールペン(黒) 200セット クリップペンシル (400本)
	RC造(ブルー) 500枚		
	S造(ピンク) 500枚		
③	ヘルメット 20個	⑰	マスク 100枚
④	コンベックス(ミニ) 32個	⑱	カイロ 90個
⑤	下げ振り 20個	⑲	ビデオ(DVD)研修用 2枚
⑥	クリップボード(バインダー) 100枚	⑳	判定街区マップ 1式
⑦	腕章 50枚	その他	判定リーフレット 3,500枚
⑧	クラックスケール 80枚		
⑨	ヘルメット用シール 80枚		
⑩	雨合羽(ポケットコート) 80着		
<p>【算出方法】</p> <p>判定資機材の種類及び数量算定にあつては、全国被災建築物応急危険度判定協議会発刊の「2018版被災建築物応急危険度判定必携」を参考に備蓄を行う。</p> <p>平成25年住宅土地統計調査から市内全域における住宅棟数(一戸建て住宅、長屋、共同住宅)を基に、判定ステッカー、判定調査票の必要数を算出する。その他の資機材については、震前における判定業務実施計画から市職員、地元民間判定士、及びその後の支援要請による県内・県外判定士に必要な判定員数から必要最小限の備蓄を行う。</p>			

- ② 判定拠点が児玉総合支所又はその他の公共施設による場合は、必要な判定資機材を公用車にて運搬する。また、埼玉県からの支援必要判定資機材も埼玉県と調整のうえ搬入する。輸送ルートは、被災状況を考慮したうえで緊急輸送道路を活用することとする。
- ③ 判定業務事前研修用としてビデオテープ(DVD)の備えや、判定街区マップ(15棟/1チーム(判定士2名)・日)を作成する。判定街区マップの保管場所は、本庄市役所本庁舎現業棟2階会議室とする。

判定街区マップ（作成例）

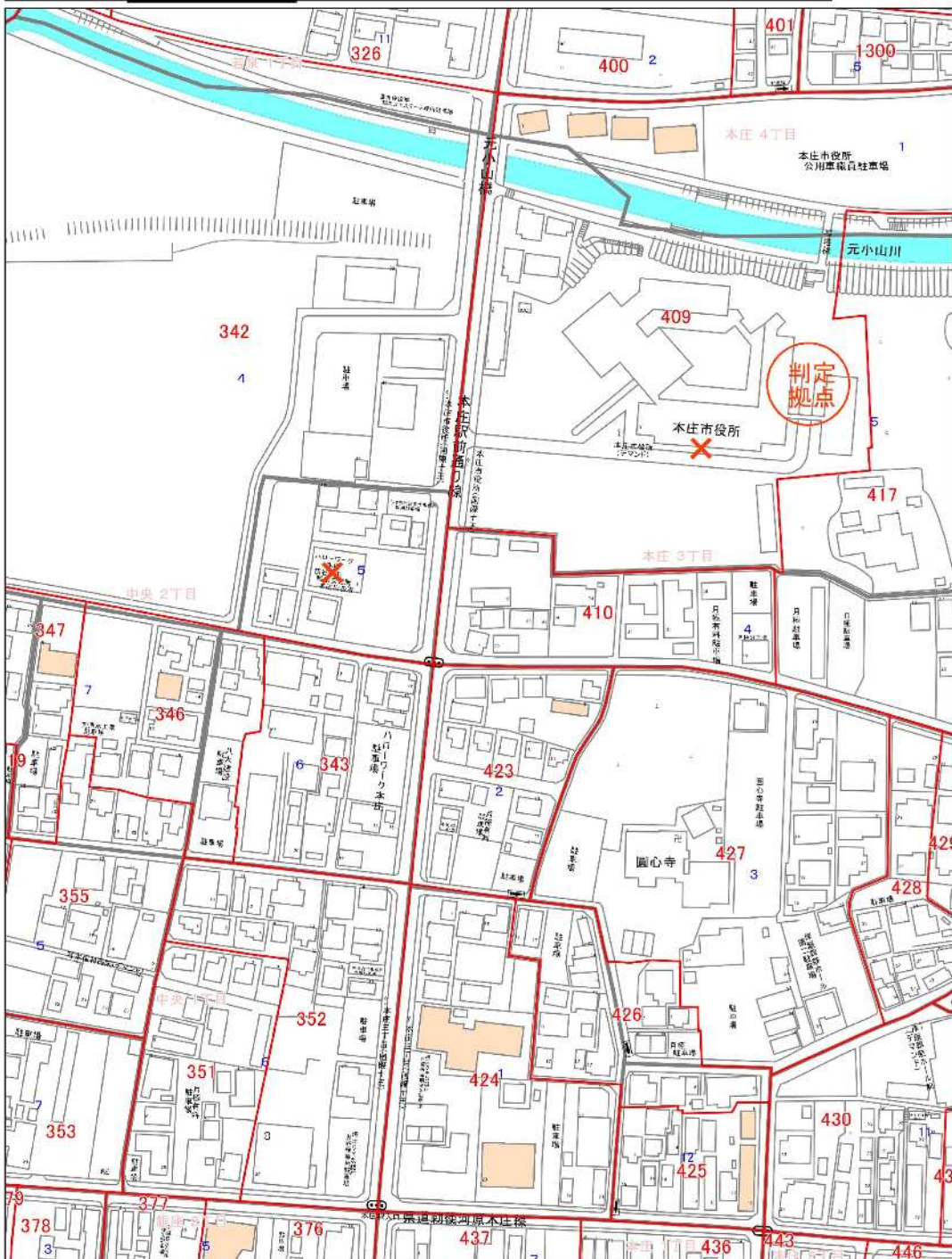
街区マップ作成用住宅地図

【作成方法】

- ①チームごとの判定実施区域を で囲う（1チームあたりの判定棟数が15棟/日であれば、できる限り15棟で囲う。）
 - ②判定対象外の建物については、**×** 印をつけておくなど、判定士が判定対象の判断に苦慮しないように努める。
 - ③各チームの判定実施区域への割り振りについては、判定コーディネーターに対応させることができるため今回は省略。
- ※判定実施の際は、個人情報に係る建物名称を明示します。

被災建築物応急危険度判定用街区マップ

本庄市	整理番号:	判定調査日	住宅地図番号	街区番号	判定士(氏名)	34	35	36
判定実施 区域図	D 地区 ※事務局使用欄		本庄46L 町等		認定番号	45	46	47
				丁目等	判定士(氏名)	55	56	57
					認定番号			



※管理番号「9999」は、判定の必要が無い街区です。

(C) ZENRIN CO., LTD (Z19JC第048号)

判定ステッカー 構造種別	危険(赤色)	要注意(黄色)	調査済(緑色)	合計
木造				
S造				
RC造				
合計				

記入例	
木造	印なし
S造	○
RC造	△

第3 判定士受入体制等の確立

市は、あらかじめ他都道府県等からの応援判定士の受け入れを想定して、本庄市地域防災計画に基づき、以下の体制整備を行う。

- 1 応援判定士のための宿泊施設を確保するための準備を行う。（市内の民間宿泊施設）
- 2 応援判定士の1次参集場所（本庄市役所本庁舎又は児玉総合支所）までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関を予測して、要請にあたり速やかに情報提供できるように準備する。（緊急輸送道路の確保）
- 3 1次参集場所から、判定拠点までの応援判定士の移送について、あらかじめ移送手段及び移送主体を計画する。（緊急輸送手段の確保）
- 4 受け入れる応援判定士の人数に応じて、判定拠点から判定実施区域への移動に使用する自動車、自転車等を確保するための準備を行う。（緊急輸送手段の確保）

第4 判定士等への情報連絡システムの確立

市は、実施本部が判定実施の決定後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制整備が求められるため、県が養成した応急危険度判定士のうち、本市に在住又は在勤する者の名簿の提供を受け、判定士等への情報連絡の方法について確立しておく。なお、判定コーディネーター及び実施本部員についても同様とする。

1 情報連絡システム等の確立

市は、地元判定士等に参集マッチングシステムによる参集希望登録を促す際、また、参集マッチングシステムから従来の連絡方法（電話や電子メール等。以下同じ。）に切り替えた際に情報伝達をスムーズに行うため、建築関係団体支部別、地元判定士の代表別、平日・休日（夜間）別等によるネットワークを構築するなど、効率的でかつ実効性のある情報伝達システムを確立する。

この場合、市から判定士等への要請及び判定士等からの市への諾否回答は、同一ルートにより行ない、判定活動に参加する判定士等の参集人数の取りまとめは、市が行うことを原則とする。

また、判定士等へ参集マッチングシステムに登録するよう、随時要請を行う。

2 建築関係団体への協力要請

(1) ネットワークの構築

市は、県と協力し、彩の国既存建築物地震対策協議会の会員である建築士会、建築士事務所協会等の地域の建築関係団体に対して、緊急時の連絡網の整備についての協力要請を事前に行う。

本庄市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク

本庄市被災建築物応急危険度判定士	区分	構成	伝達優先順位 (被災状況により拡大)	伝達手段	備考
	行政判定士	行政判定士	本庄市職員(市外職員含む)	①	・メール送信 ・電話(固定・携帯)
深谷市・伊勢崎市・加須市・渋川市			③	・メール送信 ・電話(固定・携帯)	・危機管理課と協議 (地域防災計画による。) ・参集マッチングシステムを用いない
民間判定士		協定 埼玉建築士会(児玉支部)	②	・メール送信 ・参集マッチングシステム ・電話(携帯)	
		埼玉県建築士事務所協会(本庄支部)			
		一般 (市内在住)	第1グループ	④	・メール送信 ・参集マッチングシステム ・電話(携帯)
第2グループ	⑤	・60歳超え ・公務員(退職公務員含む) ・その他			

※伝達優先順位については、被災支援の状況(県内・県外派遣)または市内被災の状況(災害対策本部との協議を要する。)により柔軟に対応するものとする。

(2) 地元判定士等への情報伝達訓練

市は、地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集訓練を実施する。参集要請が円滑に行われるよう「本庄市被災建築物応急危険度判定情報伝達訓練実施要領」により、情報伝達訓練を実施する。

第5 判定技術の向上

市は、県及び彩の国既存建築物地震対策協議会等と協力して、判定技術の維持、向上のため、定期的に判定技術等に関する講習、訓練等を行う。

第6 判定資機材の備蓄

市は、県と協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

第7 情報伝達の準備

市は、全国協議会で定めた応援要請のための要請書の記入方法等を震災時に使用できるよう準備する。

第8 判定制度のPR

市は、県と協力し、判定に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ住民の理解に努める。

県は、PR用パンフレット等を作成し配布するとしており、市も協力することに加え、PR用パンフレット等を作成することに努める。

第9 その他の体制整備

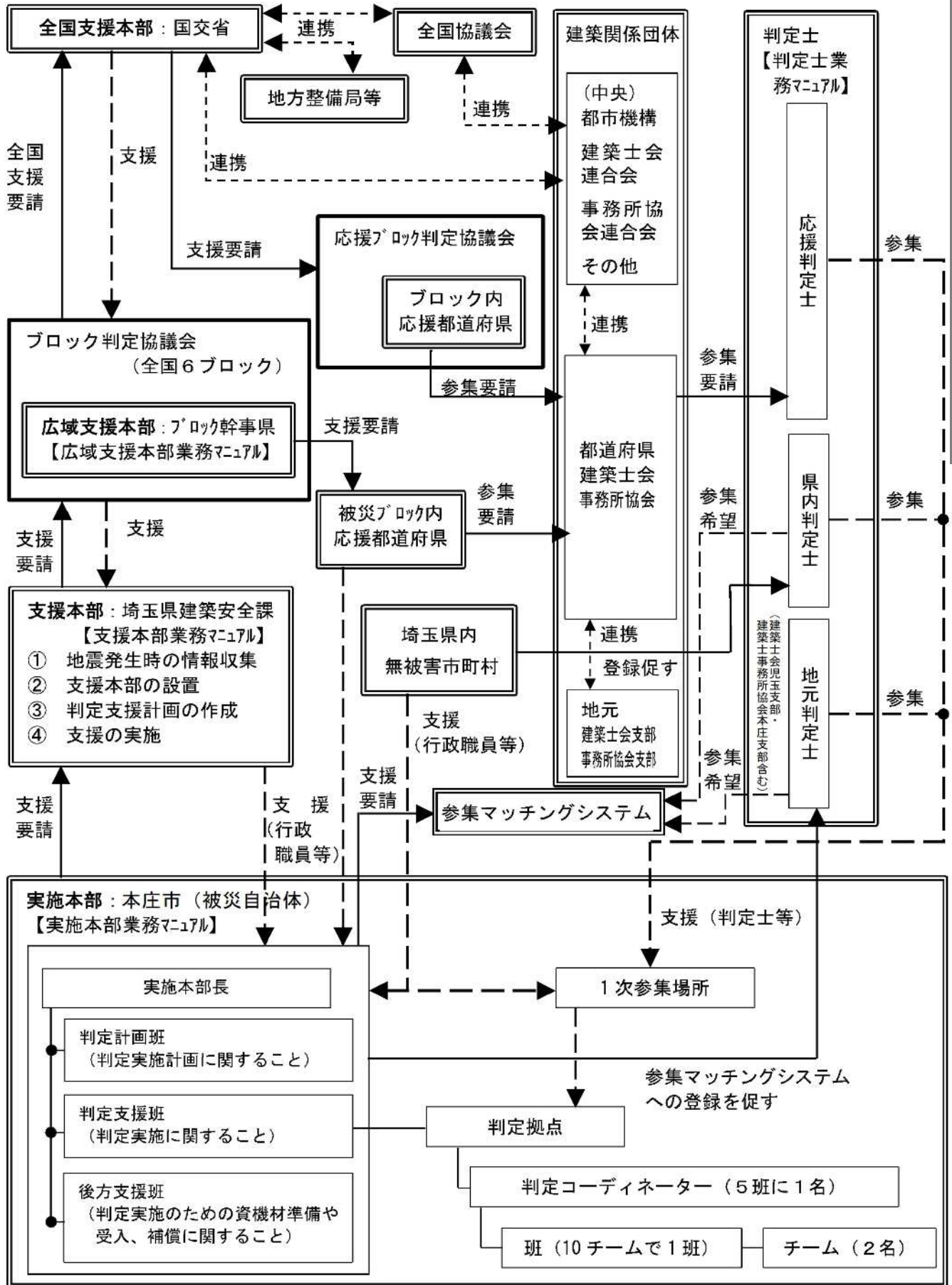
本市の判定実施所管部局（復旧部建築班：建築開発課及び営繕住宅課）は、防災所管部局（危機管理課）と連携しながら、判定が迅速かつ確実に実施できるよう、また判定終了後においても必要な体制の整備に努める。なお、応援要請の方法、応援受け入れ体制並びに費用の負担等について、防災所管部局に確認しておく。

また、費用負担については、全国マニュアル第3編3.4「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」を参照する。

震 後 対 策 編

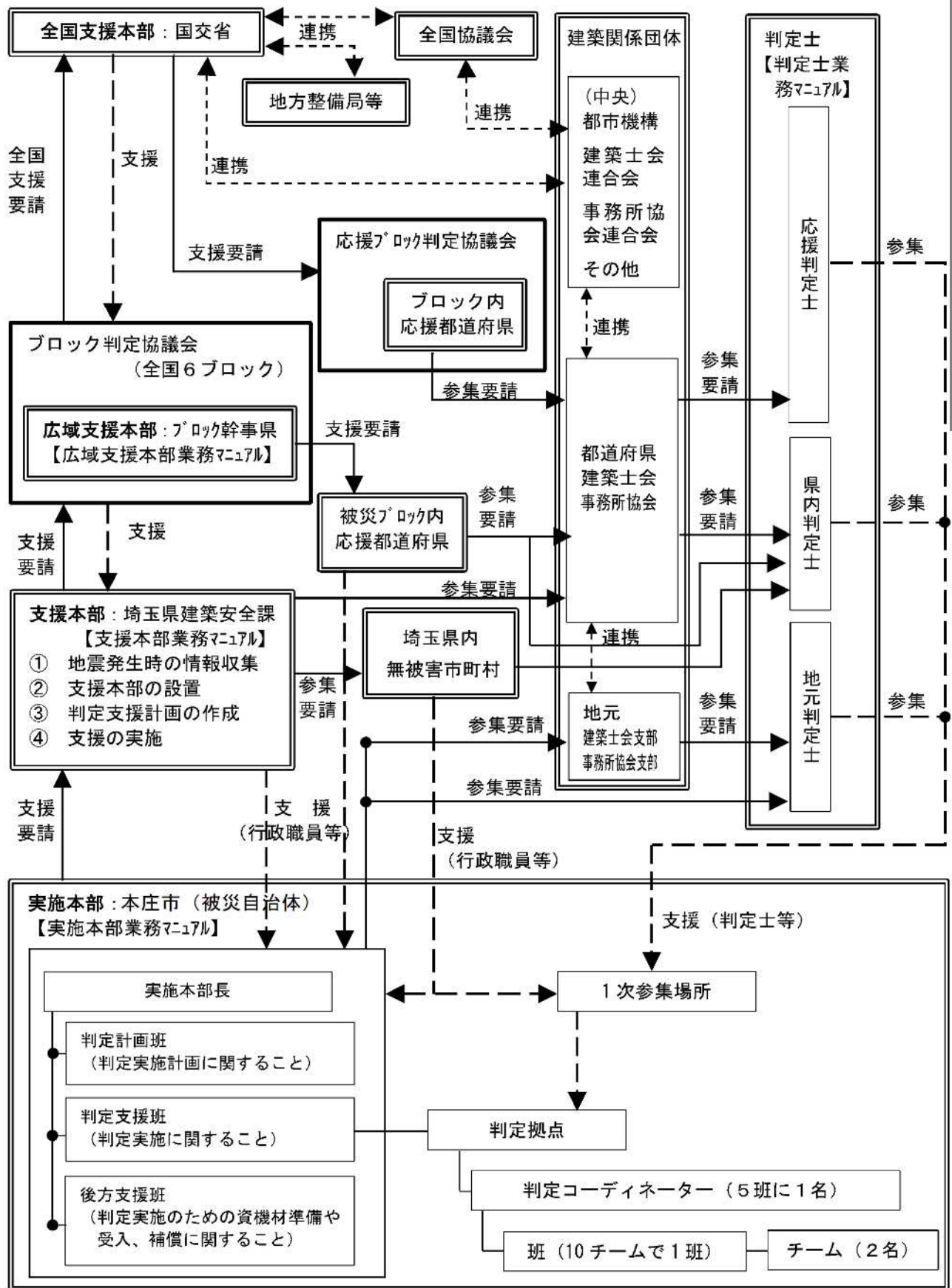
——→ : 要請 - - - -> : 参集・支援 - - - -> : 連携

判定実施体制（参集マッチングシステムを用いる場合）



——→：要請 - - - ->：参集・支援 - - - ->：連携

判定実施体制（参集マッチングシステムを用いない場合）

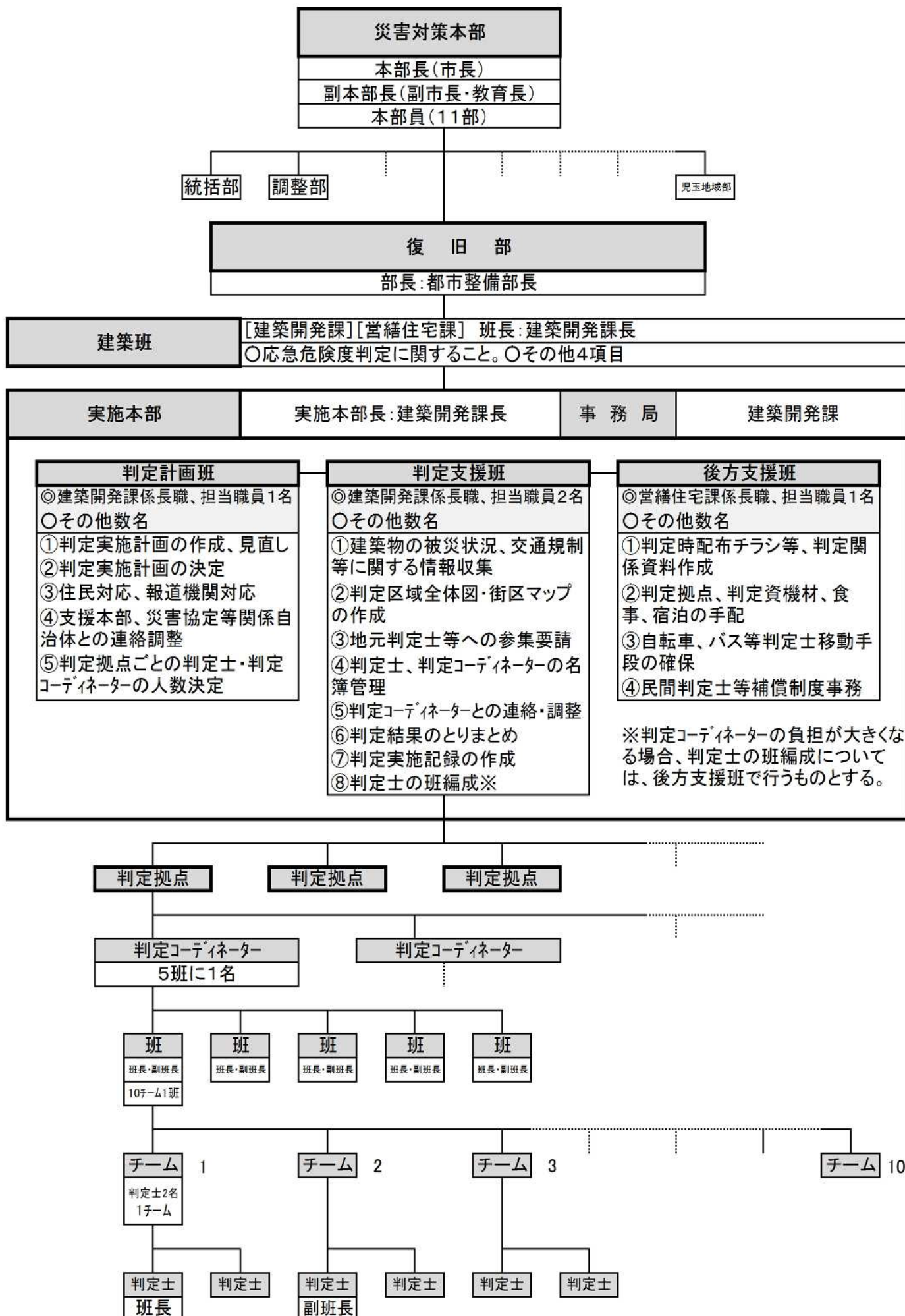


主な業務内容

判定業務に関する役割表		判定実施本部 業務マニュアル		
		対 照 頁	対 照 番 号	
判定実施本部 〔復旧部建築班〕	判定実施本部長(建築開発課長)			
	1	判定実施本部の設置	18	第2-1
	2	判定実施要否の判断		第2-2-②、第3
	判定実施本部(建築開発課・営繕住宅課)			
	1	地震発生時の情報収集	18	第2-2-①
	2	判定実施計画の策定 (判定区域、判定拠点、優先順位、対象建築物用途・規模、判定士数、コーディネーター数、判定資機材の算出等)		第2-2-③
			20	第5
	3	実施本部体制の整備(判定計画班、判定支援班、後方支援班)	18	第2-2-④、第3
	4	地元判定士等への参集要請	18、21	第2-2-⑤、第7
	5	判定士等の輸送、宿泊所の手配等(支援本部との調整)		第2-2-⑥、第10
	6	判定結果の報告及びその活用(災害対策本部、支援本部へ報告)	18、22	第2-2-⑦、第15
	7	実施本部業務の終了	18、23	第2-2-⑧、第17
	8	要判定区域、判定実施区域等の検討、決定	19	第4
	9	支援本部への支援要請	20	第6
	10	地元判定士等への参集要請(災害対策本部への報告)	21	第7
	11	判定資機材の手配		第8
	12	判定コーディネーター及び判定士の配置		第9
	13	判定士等の受入れ・名簿作成、帰還		第11
	14	判定調査方法等のガイダンス	22	第12
	15	判定業務の開始		第13
	16	判定業務の中止(支援本部への報告)		第14
	17	危険防止の措置(災害対策本部長への要請)		第15-2
	18	住民への対応(広報と相談窓口の設置)		第16
19	実施本部業務の終了、解散 (結果集計:災害対策本部、支援本部へ報告)	23	第17	
20	実施本部解散後の建築関係団体への協力要請等の対応		第18-1	
21	実施本部解散後の災害対策本部への協力		第18-2	
22	判定結果の資料保管		第18-3	
23	判定士へのアフター・ケア		第18-4	
判定業務に関する役割表		判定士 業務マニュアル		
		対 照 頁	対 照 番 号	
判定士 ・ 判 定 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	1	判定業務の心得	28	第2
	2	判定士の編成及び判定コーディネーター		第3
	3	応急危険度判定士の参集行動基準		第4
	4	持参する判定資機材等	30	第5
	5	応急危険度判定の実施		第6
	6	判定結果の表示		第7
	7	住民対応及びマスコミ対応		第8
		31		

実施本部業務マニュアル

組織図



第1 目的

- 1 このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務をあらかじめ定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。なお、本庄市地域防災計画において判定に関することは、復旧部（都市整備部長）のもと、建築班（建築開発課、営繕住宅課）が担当しており、これに係る事務を所管課である建築開発課が執り行うものとする。
- 2 このマニュアルは、各業務マニュアルの震後対策編の一部として、本市に設けられる被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の業務について定めるものであり、他に作成される震前対策編、震後対策編の各マニュアルと相互に補完し用いられることを前提としている。

第2 実施本部の設置

- 1 本市の復旧部建築班の建築開発課長（班長）は、震度6弱以上の揺れを観測した時、実施本部を立ち上げ、埼玉県（以下「支援本部」という。）に実施本部を設置したことを連絡する。ただし、「本庄市地域防災計画」に基づく初期活動体制又は非常体制において、市長が実施本部を設置する必要があると認めた場合はこれを優先するものとする。
- 2 実施本部の業務は以下の通りである。
 - ① 地震発生時の情報収集
判定支援班は、災害対策本部と緊密な連携を図り、建築物の被災状況、及び交通規制等に関する情報収集を行う。
 - ② 判定実施要否の判断（第3による）
 - ③ 判定実施計画の策定（第5による）
 - ④ 実施本部体制の整備（第3による）
 - ⑤ 地元判定士等への参集要請（第7による）
 - ⑥ 判定士等の輸送、宿泊所の手配等（第10による）
 - ⑦ 判定結果の報告及びその活用（第15による）
 - ⑧ 実施本部業務の終了（第17による）

第3 判定実施要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害の状況に応じ実施本部長（建築開発課長）の判断に基づき、判定を実施しないこともできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、速やかに災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。
- 4 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要な人員を配置する。ただし、実施本部員が不足する等やむをえない場合は、後方支援班については、実施本部内に設けず、支援本部に設けることもできる。

実施本部長 (建築開発課長)	業務：判定全般の総括 (◎)
判定計画班：2～6人程度 ◎建築開発課係長職、担当職員1名 ○その他数名	業務：①判定実施計画の作成、見直し (◎○) ②判定実施計画の決定 (◎) ③住民対応、報道機関対応 (◎) ④支援本部、災害協定等関係自治体等との連絡調整 (◎○) ⑤判定拠点ごとの判定士・判定コーディネーターの人数決定 (◎○)
判定支援班：3～10人程度 ◎建築開発課係長職、担当職員2名 ○その他数名	業務：①建築物の被災状況、交通規制等に関する情報収集 (◎○) ②判定区域全体図・街区マップの作成 (◎○) ③地元判定士等への参集要請 (◎○) ④判定士、判定コーディネーターの名簿管理 (◎○) ⑤判定コーディネーターとの連絡・調整 (◎○) ⑥判定結果のとりまとめ (◎○) ⑦判定実施記録の作成 (◎○) ⑧判定士の班編成※ (◎○)
後方支援班：2～6人程度 ◎営繕住宅課係長職、担当職員1名 ○その他数名	業務：①判定時配布チラシ等、判定関係資料作成 (◎○) ②判定拠点、判定資機材、食事、宿泊の手配 (◎○) ③自転車、バス等判定士移動手段の確保 (◎○) ④民間判定士等補償制度事務 (◎○)

注) 被害状況により実施本部員が不足する場合、後方支援班を支援本部に設ける。

◎：復旧部建築班、本庄市職員で判定士の資格を持つ者
 ○：他自治体応援行政職員等
 ※ 判定コーディネーターの負担が大きくなる場合、判定士の班編成については、後方支援班で行うことができる。

第4 要判定区域、判定実施区域等の検討、決定

実施本部（判定計画班）は、以下の項目について検討、決定をし、その内容を速やかに支援本部に連絡する。

- 1 実施本部は、被害情報等をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という。）を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数から必要な判定士数、判定コーディネーター数を算出する。

第5 判定実施計画の策定

1 実施本部（判定計画班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

① オペレーションタイプ（タイプAを標準とする）

タイプA	判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施
タイプB	所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

- ② 判定実施区域及び判定拠点、優先順位
- ③ 対象となる建築物の用途、規模
- ④ 判定実施期間（10日間を目安とする）
- ⑤ 必要判定士数
- ⑥ 地元判定士数・応援判定士数
- ⑦ 必要判定コーディネーター数
- ⑧ 地元判定コーディネーター数・応援判定コーディネーター数（必要に応じ算出）
- ⑨ 判定コーディネーターの配置計画
- ⑩ 判定資機材の数量
- ⑪ その他

2 第1項の③から⑩までについては、判定実施区域ごとに定める。

判定士・判定コーディネーターに関する用語の包含関係

判定士等				
判定士			判定コーディネーター	
地元判定士 (県内判定士)	応援判定士 (県内・県外判定士)		地元判定コーディネーター	応援判定コーディネーター
実施本部員				
被災市町村職員			応援行政職員等	

第6 支援本部への支援要請

1 実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を行う。

なお、知事会、姉妹都市等の災害協定等に基づく応援職員の派遣を受ける場合は、独自の指示系統に基づく判定実施によって全体の判定実施計画との齟齬をきたし、混乱を招きかねないことから、原則実施本部員に充てることとする。また、これらの応援職員の派遣を受けた場合は、その支援内容について支援本部に連絡する。

2 実施本部（判定計画班）は、支援内容、支援開始時期等について支援本部へ速やかな連絡を求める。

第7 地元判定士等への参集要請

1 実施本部（判定支援班）は、参集マッチングシステムに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の入力を行い、地元判定士等に参集を要請する。また、地元判定士等に対して、従来の連絡システムにより、参集マッチングシステムへの登録を促す。ただし、災害時において 24 時間以内に参集マッチングシステムが復旧しない見込みの場合は、支援本部の判断により従来の連絡方法に切り替え、電話等により実施本部に連絡する。その場合、実施本部（判定支援班）は、地元判定士等に参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

なお、一日の判定活動予定は次表を標準とする。

判定活動予定表（日没をPM5：00とした場合）		
AM8：00	指定場所（判定実施本部）に参集	○受付・班編成 ○ガイダンス
	判定地区へ移動	
AM9：00	判定業務実施	○応急危険度判定活動
PM4：00	判定業務終了	
	指定場所（判定実施本部）へ移動	
PM5：00	参集場所（判定実施本部）へ帰還	○判定士安否確認 ○判定活動内容報告、集計 ・班長へ報告 ・班長のみ（実施本部へ帰還）

2 実施本部（判定計画班）は、派遣可能な判定士等の名簿を市の災害対策本部へ報告する。

第8 判定資機材の手配

実施本部（後方支援班）は、判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

第9 判定コーディネーター及び判定士の配置

- 1 実施本部（判定支援班）は、判定実施計画に基づき判定コーディネーターを配置する。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置する。
- 3 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに班を編成させる。

第10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部（後方支援班）は、災害対策本部と調整を図り、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 実施本部（後方支援班）は、災害対策本部と調整を図り、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。

- 3 実施本部（判定計画班）は、第1項及び第2項に関する情報を取りまとめ、実施本部（後方支援班）だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。

第11 判定士等の受入れ・名簿作成、帰還

- 1 実施本部（判定支援班）は、参集した判定士等の受入れを行い、民間・行政の区分がわかるよう名簿を作成する。
なお、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。ただし、参集マッチングシステムによる参集の場合、名簿は参集マッチングシステムから出力されたものを用いる。
- 2 実施本部（判定支援班）は、前項により要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容について速やかに支援本部に連絡し、追加の支援を要請する。
- 3 実施本部（判定支援班）は、第1項の名簿及び保険加入手続きに必要な情報などについて支援本部に連絡する。
- 4 実施本部（判定支援班）は、支援本部から派遣された応援判定士等を、支援本部と調整のうえ次により帰還させる。
 - ① 用意した輸送手段により帰還させる応援判定士の確認
 - ② 実施本部で用意した判定資機材の回収

第12 判定調査方法等のガイダンス

実施本部（判定支援班）は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを、判定コーディネーターに行わせる。

第13 判定業務の開始

実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

第14 判定業務の中止

- 1 実施本部（判定計画班）は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。なお、中止の判断は、支援本部又は判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。また、必要に応じて参集マッチングシステムにより判定士に中止の連絡をする。
- 2 実施本部（判定計画班）は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部に速やかに報告するものとする。

第15 判定結果の報告及びその活用

- 1 実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果を取りまとめ、災害対策本部、支援本部へ報告する。
なお、実施本部（判定計画班）は、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被

災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる。

- 2 実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

第16 住民への対応

- 1 実施本部（判定計画班）は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について広報する。
- 2 実施本部（判定計画班）は、判定開始とともに、建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

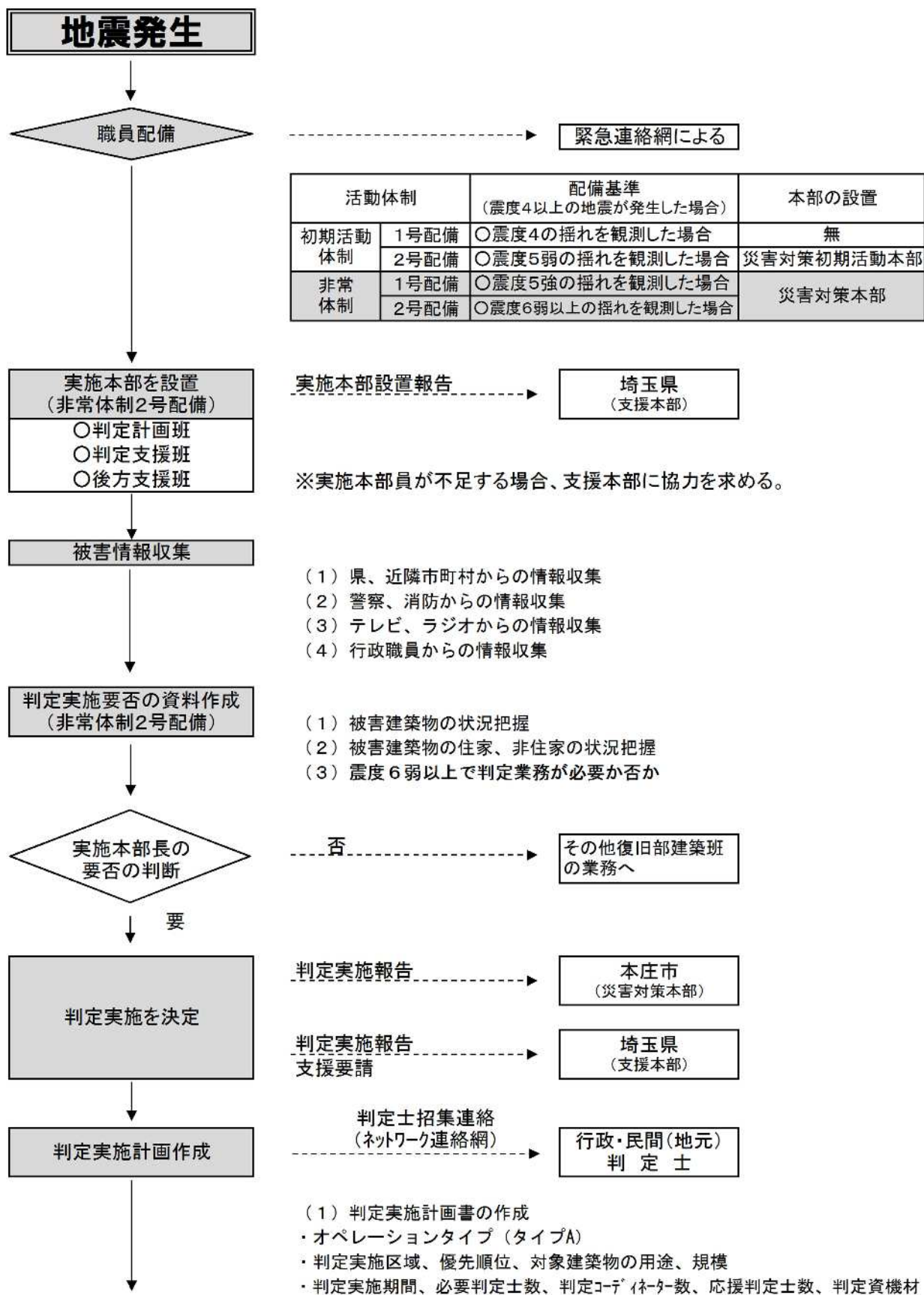
第17 実施本部業務の終了

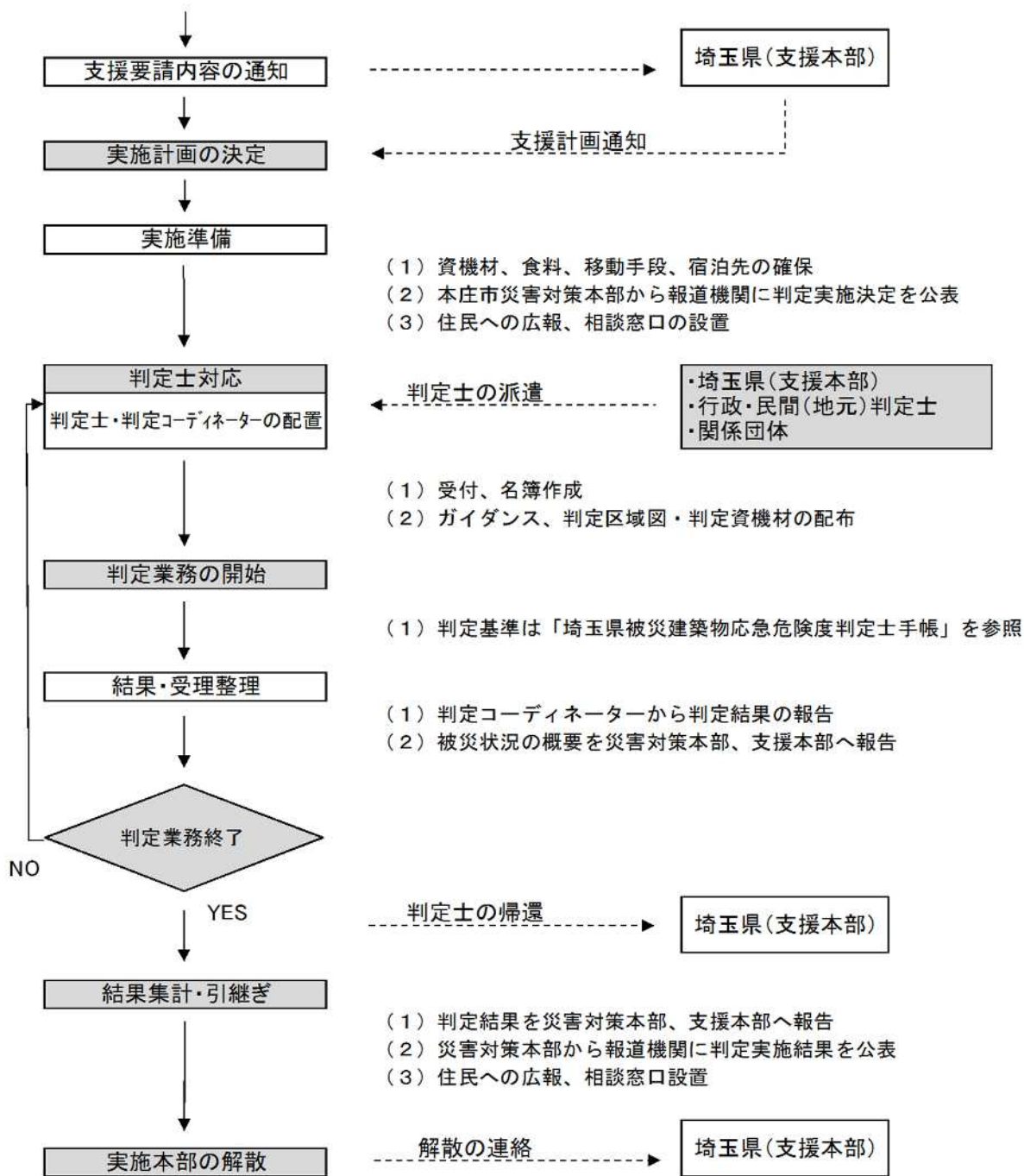
- 1 判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。
- 2 実施本部（判定支援班）は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。
- 3 実施本部（判定計画班）は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。
- 4 実施本部長は、最終集計された判定結果を本市の担当部局へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

第18 実施本部解散後の対応

- 1 建築開発課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災程度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。
- 2 建築開発課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。
- 3 判定結果等の関連資料等の保管は、建築開発課が行うものとする。
- 4 建築開発課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアを心がける。

実施本部業務フロー図





判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定業務の心得

1 被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）は、原則として埼玉県又は本庄市の要請により判定業務に従事する。

ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず埼玉県の指示に従い行動する。

2 判定士は、判定業務を行う被災地の都道府県等が定めた業務基準を遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

3 実施本部による参集要請は、参集マッチングシステムによる支援要請登録となるため、県内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、参集マッチングシステムにアクセスし、実施本部の支援要請を確認する。

判定士への連絡手段として必要となる「判定活動用メールアドレス」と「情報配信用メールアドレス」を、参集マッチングシステムに予め登録する。メールアドレスは常に最新の情報とするため、毎年再登録が必要となる。埼玉県からの事前連絡に基づき再登録を行う。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成される。

(2) 班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班（50チーム、100名）を統括する。

第4 応急危険度判定士の参集行動基準

1 地元判定士の行動基準

地元判定士は、次のように行動する。

(1) 参集マッチングシステムにより支援要請を把握した場合、または本庄市が被災地となり参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間、参集場所（一次参集場所等）及び参集場所までの移動方法の確認を行う。

- (2) 判定作業に協力するかどうかは家族、勤務先の被災状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先ともよく相談し決める。
 - (3) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。
 - (4) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
 - (5) 判定士は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
 - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤ 被災地情報（避難所の位置、被災住民への情報等）
 - ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
 - ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
 - (6) 判定士は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
 - (7) 判定士は、参集場所到着後は原則として実施本部の指揮下に入る。
- 2 応援都道府県及び応援市町村の判定士の行動基準
- 応援都道府県及び応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）の判定士は、次のように行動する。
- (1) 参集マッチングシステムにより支援要請を把握した場合、または応援都道府県等からの判定応援要請の連絡を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
 - (2) 応援の判定作業に参加するかどうか家族、勤務先ともよく相談し決定する。
 - (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定資機材、判定用具等の指示を受ける。
 - (4) 判定士は、参集場所に到着後、応援都道府県等の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
 - (5) 判定士は、被災地の支援本部又は実施本部到着までの間は原則として応援都道府県等の指揮下に入る。
 - (6) 被災地の支援本部又は実施本部への移動は、原則として応援都道府県等が指定した方法により移動する。
 - (7) 判定士は、班長から判定資機材の提供を受けるとともに、以下の内容の説明を受ける。
 - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - ② 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - ③ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ④ 判定方法（オペレーションタイプ、判定調査表等）
 - ⑤ 判定実施区域周辺の情報（避難所の位置、被災住民への情報等）

- ⑥ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
- ⑦ 判定作業中の危険防止についての注意
- (8) 被災地の支援本部又は実施本部到着後は、原則として支援本部又は実施本部の指揮下に入る。

第5 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部、支援都道府県等で準備する判定資機材とは別に、判定業務に必要となる判定資機材を持参すること。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、実施本部又は判定拠点の判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。
- 2 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- 3 判定実施区域への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した輸送手段により移動する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別出来るようにする。
- 5 判定作業は、原則として2人1組で行う。
- 6 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
- 7 緊急事態（余震その他の災害が発生した時等の障害等）、判定における疑問等については、班長を通じ携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 8 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 9 判定結果については、判断根拠を随時建築物ごとに記録する。
- 10 判定作業終了後、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- 11 班長は、各判定士から判定結果等の報告受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。
- 12 判定士は、原則として実施本部又は支援本部で準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は自宅に戻る事が出来る。その場合は翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受ける。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記することとする。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のリーフレット等を持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は住居者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等が合った場合には、適切に回答するものとする。
- 3 現地で判定以外の業務を求められた場合、丁寧にお断りしすみやかにその場を離れる。
- 4 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを貼らずに判定調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 日本語の通じない外国人居住者に対しては、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。
- 6 マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

用 語 編

本業務マニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。なお、用語には埼玉県を行う判定支援本部業務に関するもの（※）も含まれる。

《ア行》

○応援市町村

被災した市町村へ支援を行う市町村を略して「応援市町村」という。

県内で被害がなかった市町村において、県（支援本部）からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う市町村、又は事前の災害協定等により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う市町村をいう。

○応援都道府県

被災した都道府県への支援を行う都道府県を略して、「応援都道府県」という。

被災地の都道府県（支援本部）、又は国土交通省からの支援要請により判定士、コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う都道府県、又は事前の災害協定により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う都道府県をいう。

○応援行政職員（※）

実施本部が設置された市町村以外の市町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定士

実施本部が設置された市町村以外の市町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

○応援判定コーディネーター

実施本部が設置された市町村以外の市町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○応援本部（震後）（※）

広域支援本部以外で、被災を受けた都道府県に対し支援を行う都道府県をいう。

《カ行》

○各地方整備局等（※）

国土交通省の以下の地方支分部局を総称して「各地方整備局等」という。

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務所

○行政職員

都道府県および市町村の職員を「行政職員」という。
保険加入のために民間の判定士と区分するために考慮している。

○建築関連団体

建築関連団体は、彩の国既存建築物地震対策協議会に参加する県及び市町村以外の団体をいう。令和5年4月現在、次の11団体が参加。

(一社)埼玉建築士会 (一社)埼玉県建築士事務所協会
(一社)埼玉建築設計監理協会 (一財)埼玉県建築安全協会
(一社)埼玉県建設業協会 (公財)埼玉県住宅センター
埼玉土建一般労働組合 建設埼玉
埼玉県住まいづくり協議会 (一財)さいたま住宅検査センター
(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部埼玉サテライト(JSCA埼玉)

○広域支援本部（※）

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。
支援本部からの要請によりブロック幹事県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

○広域支援本部長（※）

被災建築物応急危険度判定広域支援本部長を略して「広域支援本部長」という。
広域支援本部が設置されたときに、ブロック幹事県の判定所管課長をあてる。

《サ行》

○災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

○災害対策本部長等

市区町村災害対策本部長等を略して単に「災害対策本部長等」という。
「災害対策本部長等」とは、市町村における災害対策本部長及び災害対策本部が設置されるまでの間における市町村長をいう。

○埼玉県応急危険度判定体制整備計画（※）

平成19年度に、埼玉県地震被害想定調査における建築物の被害予測に基づき、被災

建築物応急危険度判定士の養成などの整備計画を策定した。

○埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

埼玉県における被災建築物応急危険度判定士の認定要件、登録等を規定している。

平成7年12月15日施行。認定の要件として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士（埼玉県内に在住又は在勤する者に限る。）又はその他知事の認めた者で要綱に定める講習会を修了した者又は他の都道府県における同様の講習会を修了した者としている。

○彩の国既存建築物地震対策協議会

平成10年1月埼玉県、埼玉県内の市町村及び建築関連団体を会員に、現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上及び被災建築物応急危険度判定体制の整備等、建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に設立され、被災建築物応急危険度判定実施に係るネットワークの構築等の事業を行っている。

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、県に設置される本部をいう。

○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に支援本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○震前支援計画（※）

災害時の実施本部における円滑な応急危険度判定活動実施を支援するため、各市町村が策定した震前判定計画をもとに、各市町村に対する支援内容についてあらかじめ取り纏めた計画をいう。

○震前判定計画

災害時に円滑な応急危険度判定活動が行なえるよう、実施体制、実施区域、対象建物数・用途、実施期間、判定士数、判定資機材及び支援要請が必要な場合の受け入れ体制などについて、あらかじめ各市町村の判定主管課において策定する計画をいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部員

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。（実施本部業務マニュアル第3解説参照）

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

○地元判定士

実施本部が設置された市町村に在住・在勤する判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○10都県被災建築物応急危険度判定協議会（※）

北海道及び東北地方の県を除く東日本の10都県で構成される。

大規模地震が発生し、被災建築物応急危険度判定の必要が生じた場合の相互支援計画等の連絡調整を行っている。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

○全国支援本部（※）

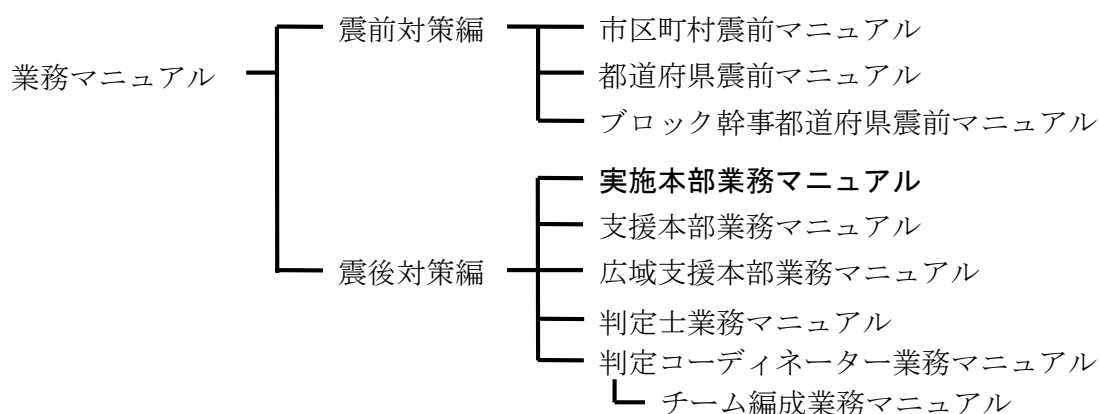
複数の県で甚大な被害が発生するなど、1つのブロックだけでは対応できない場合に全国的な支援のため国土交通省に設置される「応急危険度判定全国支援本部」の略。

○全国マニュアル

全国被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを略して単に「全国マニュアル」という。

「全国マニュアル」は、全国要綱により各都道府県が策定することが定められた、被災建築物の判定を実施するために策定されたマニュアルである。全国マニュアルを参考として、各都道府県においてその実情に合わせた各マニュアルが策定されることを前提として策定されている。

全国マニュアルは、以下により構成される。



○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

《タ行》

○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

埼玉県では、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱により、建築士又はその他知事が認めた者で知事の指定する講習会等を終了し、知事の認定を受けた者としている。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定支援計画（※）

各実施本部からの支援要請に基づき支援本部長が策定する、実施本部に対する支援内容を取り纏めた計画をいう。この計画をもとに各実施本部、応援市町村、建築関連団体との調整、及びブロック幹事県への支援要請を実施する。（参照：支援本部マニュアル第5及び第6）

○判定資機材

判定調査表、判定ステッカー、下げ振り、クラックスケール等、全国マニュアル第4編「標準判定資機材一覧表」に定められた判定に使用する資機材。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは次の2タイプがある。

タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心とした判定の実施

タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市町村における判定実施の計画。

※参照：実施本部業務マニュアル第5

○被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム

地震発生後の判定活動を円滑に開始することを目的としたシステム。実施本部及び判定士がPCやスマートフォンを用いたインターネット接続によりシステムにアクセスして参集希望等を登録し、システムが自動的にマッチングさせる。

○被災宅地危険度判定

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

○被災宅地判定実施本部

宅地危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

○ブロック協議会（※）

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

埼玉県は、10都県被災建築物応急危険度判定協議会の構成員である。

○ブロック幹事県（※）

支援本部だけでは対応できずブロック協議会内の他の都道府県の支援が必要となった場合に、ブロック協議会の窓口として取りまとめを行う都道府県をいう。

各ブロック協議会により、代表幹事や応援主幹などと呼んでいる。

10都県被災建築物応急危険度判定協議会では、各年度の会長である都県がブロック幹事県を担当し、会長都県が被災等に対応出来ない場合、副会長である都県が担当する。

《マ行》

○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることのできる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度（※）

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

詳細は、被災建築物応急危険度判定必携（令和4年5月）第3編「補償制度関係」を参照。

○民間判定士等補償要領（※）

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略。

詳細は、被災建築物応急危険度判定必携（令和4年5月）第3編「補償制度関係」を参照。

《ラ行》

○り災証明（※）

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査（被害認定調査）は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

○この業務マニュアルに定めのないものは、本業務マニュアル及び全国マニュアルの定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

樣式編

情報伝達様式の一覧

様式番号		様式名	関係箇所	備考	
本業務マニュアル	支援本部用	様式 1	地震による建築物被災状況及び判定実施本部の設置有無について	実施本部マニュアル第3第3項	支援本部への実施本部設置判定実施要否連絡に使用
		様式 2	応急危険度判定実施計画書	実施本部マニュアル第5	判定実施計画検討・策定時に使用
		様式 3	応急危険度判定支援要請書	実施本部マニュアル第6	支援本部への支援要請時に使用
	ネットワーク用	様式 4	派遣依頼書	実施本部マニュアル第7第1項	地元判定士等への参集要請に使用 ※相互応援協定様式と併用
		様式 4-1	派遣依頼書 1		派遣可能判定士リスト(団体・一般用)
		様式 4-2	派遣依頼書 2		派遣可能判定士リスト(行政用) ※相互応援協定様式と併用
		様式 4-3	災害対策本部連絡表	実施本部マニュアル第7第2項	災害対策本部への報告に使用
	相互応援協定用	様式 1	応援要請書	実施本部マニュアル第7第1項	伊勢崎市・深谷市への支援要請に使用
		様式 2	派遣職員等一覧表		
		様式 1	応援要請書		渋川市・加須市への支援要請に使用
		様式 2	派遣職員等一覧表		
	参考様式	様式 1	被災建築物応急危険度判定調査結果入力表 ^{※1}	実施本部マニュアル第15	判定結果集計時に使用
		様式 2	被災建築物応急危険度判定集計表 ^{※1}		
		様式 5	訓練活動及び判定活動状況通知書 ^{※2}	実施本部マニュアル第17	判定実施後に県を經由して全国協議会へ提出
	埼玉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル参照	様式 4	応急危険度判定支援計画書	支援本部マニュアル第5第1項	判定支援計画検討・策定時に使用
様式 5		応急危険度判定支援計画書(総括表)			
様式 6		応急危険度判定支援回答書	支援本部マニュアル第5第3項	支援本部から実施本部へ支援内容を回答する際に使用	
様式 7		応急危険度判定支援要請・回答書 ^{※1}	支援本部マニュアル第7	県内無被害市町村・ブロック幹事都県への支援要請・回答時に使用	
(様式 4)		被災建築物応急危険度民間判定士等名簿 ^{※2}	支援本部マニュアル第8第1項	他都道府県からの判定士等派遣がある時に使用	

※1 2022年度版被災建築物応急危険度判定必携 第6編 判定活動実施に係る様式等から引用

※2 2022年度版被災建築物応急危険度判定必携 第3編 補償制度関係 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアルから引用

[市・町・村]

被災建築物応急危険度判定 第__報

____年 ____月 ____日
 ____時 ____分

埼玉県都市整備部建築安全課長 あて

_____ [市・町・村]被災建築物応急危険度判定担当課長

地震による建築物被災状況及び判定実施本部の設置有無について

____月 ____日に発生した地震により、下記のとおり管内で被災が発生した模様です。

_____ (市・町・村)は(下記のとおり対応します・以下の理由で対応できません)。

(理由： _____)

記

1 観測震度 最大震度 _____ (弱・強)

2 被災状況 (市・町・村)内の(広範囲にわたり・一部地域において)、
 建築物に(甚大な・相当数の・中程度の・軽微な)被害が発生。

(具体的な被災エリア及び状況等)

3 対応方針 判定実施本部を(設置済・設置予定・する方向で検討中・設置しない)
 ⇒実施本部設置(予定)日時 (____月 ____日 ____時 ____分)

●発信者 担当課・係名 _____
 職・氏名 _____

●連絡先 所在地：職場・自宅・その他(_____)
 TEL： _____
 FAX： _____

●その他 _____

〇〇 [市町村]

応急危険度判定実施計画書

年 月 日 時 分作成 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課	本部長					
		担当係	担当者					
		電話	FAX					
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)			
		<input type="checkbox"/> その他 ()						
判定期間	日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
参集場所	判定士							
	判定コーディネーター							
	実施本部員							
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数								
判定拠点連絡先								
判定拠点への移手段・ルート								
判定対象 建築物	主用途							
	対象棟数計 (累計)							
必要チーム数	(15棟/チームで算定)							
判定士数	必要数(2名/チーム)							
	内、地元判定士数							
	内、支援要請人数							
班数	(1班10チーム)							
判定コーディネーター数 (100名/1拠点1名以上)	必要数							
	内、地元判定コーディネーター数							
	内、支援要請人数							
民間判定士等補償制度適用の有無								
実施本部員数	必要数							
	内、自職員数							
	内、支援要請数							
判定調査表	木造(実施棟数×100%)							
	RC造(実施棟数×20%~)							
	鉄骨造(実施棟数×20%~)							
ステッカー	危険(赤)(60%)							
	要注意(黄)(40%)							
	調査済(緑)(40%)							
ヘルメット用シール (実働判定士数分)								
腕章 (実施期間内の最大判定士数)								
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)								
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)								
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)								
バインダー (実施期間内の最大チーム数)								
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)								
食料 (1食/日・名)	必要数							
	内、用意可能数(500食)							
	内、支援要請数							
宿泊先	必要数							
	内、用意可能人数							
	内、支援要請数							
特記事項								

〇〇 [市町村] 応急危険度判定実施計画書

年 月 日 時 分作成 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課						本部長	
		担当係						担当者	
		電話						FAX	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)			<input type="checkbox"/> その他 ()	
判定期間	日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計		
参集場所	判定士								
	判定コーディネーター								
	実施本部員								
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数									
判定拠点連絡先									
判定拠点への移動手段・ルート									
判定対象 建築物	主用途								
	対象棟数計								
	(累計)								
必要チーム数	(15棟/チームで算定)								
判定士数	必要数(2名/チーム)								
	内、地元判定士数								
	内、支援要請人数								
班数	(1班10チーム)								
判定コーディネーター数(100名/1拠点1名以上)	必要数								
	内、地元判定コーディネーター数								
	内、支援要請人数								
民間判定士等補償制度適用の有無									
実施本部員数	必要数								
	内、自職員数								
	内、支援要請数								
判定調査表	木造(実施棟数×100%)								
	RC造(実施棟数×20%~)								
	鉄骨造(実施棟数×20%~)								
ステッカー	危険(赤)(60%)								
	要注意(黄)(40%)								
	調査済(緑)(40%)								
ヘルメット用シール (実働判定士数分)									
腕章 (実施期間内の最大判定士数)									
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)									
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)									
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)									
バインダー (実施期間内の最大チーム数)									
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)									
食料 (1食/日・名)	必要数								
	内、用意可能数(500食)								
	内、支援要請数								
宿泊先	必要数								
	内、用意可能人数								
	内、支援要請数								
特記事項									

〇〇 [市町村] 応急危険度判定実施計画書 記入例

(元号) 年 月 日 時 分 作成 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課	〇〇課			本部長	課長 △△ △△	
		担当係	☆☆係			担当者	□□ □□	
		電話	XXX-XXX-XXXX			FAX	XXX-XXX-YYYY	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		■タイプA(区域内全数外観調査)			□タイプB(住民要請による調査)			
		□その他 ()						
判定期間	10日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
		5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	
参集場所	判定士	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	
	判定コーディネーター	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	
	実施本部員	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数	A区域/〇〇市役所/2000	100棟	200棟	500棟	600棟	600棟		
	B区域/〇〇公民館/2500		300棟	500棟	900棟	800棟		
	C区域/〇〇市役所/3000					100棟	1,000棟	
	D区域/〇〇公民館/2000						500棟	
	E区域/〇〇公民館/1000							
	F区域/〇〇公民館/1000							
	J区域/〇〇公民館/500							
判定拠点連絡先		XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	
判定拠点への移動手段・ルート		参集場所に同じ	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	
判定対象 建築物	主用途	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	
	対象棟数計 (累計)	100棟 (100)	500棟 (600)	1,000棟 (1,600)	1,500棟 (3,100)	1,500棟 (4,600)	1,500棟 (6,100)	
	必要チーム数 (15棟/チームで算定)	7チーム	34チーム	67チーム	100チーム	100チーム	100チーム	
判定士数	必要数(2名/チーム)	14名	68名	134名	200名	200名	200名	
	内、地元判定士数	5名	10名	10名	10名	10名	10名	
	内、支援要請人数	9名	58名	124名	190名	190名	190名	
班数	(1班10チーム)	1班	4班	7班	10班	10班	10班	
判定コーディネーター数(100名/1拠点1名以上)	必要数	1名	2名	2名	3名	4名	3名	
	内、地元判定コーディネーター数	1名	2名	2名	2名	2名	2名	
	内、支援要請人数				1名	2名	1名	
民間判定士等補償制度適用の有無		有	有	有	有	有	有	
実施本部員数	必要数	8名	9名	9名	9名	10名	9名	
	内、自職員数	6名	6名	6名	6名	6名	6名	
	内、支援要請数	2名	3名	3名	3名	4名	3名	
判定調査表	木造(実施棟数×100%)	100枚	500枚	1,000枚	1,500枚	1,500枚	1,500枚	
	RC造(実施棟数×20%~)	20枚	100枚	200枚	300枚	300枚	300枚	
	鉄骨造(実施棟数×20%~)	20枚	100枚	200枚	300枚	300枚	300枚	
ステッカー	危険(赤)(60%)	60枚	300枚	600枚	900枚	900枚	900枚	
	要注意(黄)(40%)	40枚	200枚	400枚	600枚	600枚	600枚	
	調査済(緑)(40%)	40枚	200枚	400枚	600枚	600枚	600枚	
ヘルメット用シール (実働判定士数分)		15枚	70枚	136枚	203枚	204枚	203枚	
腕章 (実施期間内の最大判定士数)		15本	70本	136本	203本	204本	203本	
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)		7個	34個	67個	100個	100個	100個	
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)		7個	34個	67個	100個	100個	100個	
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)		7巻	34巻	67巻	100巻	100巻	100巻	
バインダー (実施期間内の最大チーム数)		7枚	34枚	67枚	100枚	100枚	100枚	
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)		7個	34個	67個	100個	100個	100個	
食料 (1食/日・名)	必要数	23食	79食	145食	212食	214食	212食	
	内、用意可能数(500食)	23食	79食	145食	212食	41食		
	内、支援要請数					173食	212食	
宿泊先	必要数	9人	58人	124人	190人	190人	190人	
	内、用意可能人数	10人	10人	10人	10人	10人	10人	
	内、支援要請数		48人	114人	180人	180人	180人	
特記事項								

〇〇 [市町村]

応急危険度判定実施計画書

記入例

(元号) 年 月 日 時 分作成 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課	〇〇課		本部長	課長 △△ △△	
		担当係	☆☆係		担当者	□□ □□	
		電話	XXX-XXX-XXXX		FAX	XXX-XXX-YYYY	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		■タイプA(区域内全数外観調査)			□タイプB(住民要請による調査)		
		□その他 ()					
判定期間	10日間	7日目 5/7	8日目 5/8	9日目 5/9	10日目 5/10	11日目	計
参集場所	判定士	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
	判定コーディネーター	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
	実施本部員	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
判定実施区域 /判定拠点名 /対象棟数	A区域/〇〇市役所/2000						2,000棟
	B区域/〇〇公民館/2500						2,500棟
	C区域/〇〇市役所/3000	1,000棟	900棟				3,000棟
	D区域/〇〇公民館/2000	1,000棟	500棟				2,000棟
	E区域/〇〇公民館/1000		600棟	400棟			1,000棟
	F区域/〇〇公民館/1000			900棟	100棟		1,000棟
J区域/〇〇公民館/500			500棟			500棟	
判定拠点連絡先		XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX		
判定拠点への移動手段・ルート		バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前		
判定対象 建築物	主用途	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅	戸建住宅/ 併用住宅		
	対象棟数計	2,000棟	2,000棟	1,800棟	100棟		12,000棟
	(累計)	(8,100)	(10,100)	(11,900)	(12,000)		
必要チーム数	(15棟/チームで算定)	134チーム	134チーム	120チーム	7チーム		803チーム
判定士数	必要数(2名/チーム)	268名	268名	240名	14名		1,606名
	内、地元判定士数	10名	10名	14名	14名		103名
	内、支援要請人数	258名	258名	226名			1,503名
班数	(1班10チーム)	14班	14班	12班	1班		83班
判定コーディネーター数(100名/1拠点1名以上)	必要数	4名	4名	4名	1名		28名
	内、地元判定コーディネーター数	2名	2名	2名			17名
	内、支援要請人数	2名	2名	2名	1名		11名
民間判定士等補償制度適用の有無		有	有	有	有		
実施本部員数	必要数	9名	10名	10名	8名		91名
	内、自職員数	6名	6名	6名			54名
	内、支援要請数	3名	4名	4名	8名		37名
判定調査表	木造(実施棟数×100%)	2,000枚	2,000枚	1,800枚	100枚		12,000枚
	RC造(実施棟数×20%~)	400枚	400枚	360枚	20枚		2,400枚
	鉄骨造(実施棟数×20%~)	400枚	400枚	360枚	20枚		2,400枚
ステッカー	危険(赤)(60%)	1,200枚	1,200枚	1,080枚	60枚		7,200枚
	要注意(黄)(40%)	800枚	800枚	720枚	40枚		4,800枚
	調査済(緑)(40%)	800枚	800枚	720枚	40枚		4,800枚
ヘルメット用シール (実働判定士数分)		272枚	272枚	244枚	15枚		1,634枚
腕章 (実施期間内の最大判定士数)		272本	272本	244本	15本		272本
下げ振り (実施期間内の最大チーム数)		134個	134個	120個	7個		134個
クラックスケール (実施期間内の最大チーム数)		134個	134個	120個	7個		134個
ガムテープ 25m/巻(ステッカー30枚/巻想定)		134巻	134巻	120巻	7巻		803巻
バインダー (実施期間内の最大チーム数)		134枚	134枚	120枚	7枚		134枚
コンベックス (実施期間内の最大チーム数)		134個	134個	120個	7個		134個
食料 (1食/日・名)	必要数	281食	282食	254食	23食		1,725食
	内、用意可能数(500食)						500食
	内、支援要請数	281食	282食	254食	23食		1,225食
宿泊先	必要数	258人	258人	226人			1,503人
	内、用意可能人数	10人	10人	10人	10人		
	内、支援要請数	248人	248人	216人			1,414人
特記事項							

〇〇 [市町村] 応急危険度判定支援要請書

埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部長 様

〇〇 [市町村] 被災建築物応急危険度判定実施本部長

〇〇 [市町村] は、 年 月 日 時 分に発生した地震により、
 約 棟の建物が被災した模様です。
 そのため、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、応急危険度判定
 を 月 日から 月 日まで実施する予定です。
 つきましては、以下のとおり支援を要請します。

年 月 日 時 分 発信 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課						本部長	
		担当係						担当者	
		電話						FAX	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)			<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)			<input type="checkbox"/> その他 ()	
判定期間	日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目		
参集日時									
参集場所	判定士								
	判定コーディネーター								
	応援実施本部員								
参集場所への移動手段・ルート									
要請判定士数									
要請コーディネーター数									
民間判定士等補償制度適用の有無									
要請実施本部員数									
判定調査表	木造								
	RC造								
	鉄骨造								
ステッカー	危険(赤)								
	要注意(黄)								
	調査済(緑)								
ヘルメット用シール									
腕章									
下げ振り									
クラックスケール									
ガムテープ									
バインダー									
コンベックス									
食料(3食/日)	支援要請数								
宿泊先	支援要請数								
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が 確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄 に記入)									

年 月 日 時 分 発信 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課		本部長			
		担当係		担当者			
		電話		FAX			
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		<input type="checkbox"/> タイプA(区域内全数外観調査)		<input type="checkbox"/> タイプB(住民要請による調査)			
		<input type="checkbox"/> その他 ()					
判定期間	日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
参集日時							
参集場所	判定士						
	判定コーディネーター						
	応援実施本部員						
参集場所への移動手段・ルート							
要請判定士数							0名
要請コーディネーター数							0名
民間判定士等補償制度適用の有無							
要請実施本部員数							0名
判定調査表	木造						0枚
	RC造						0枚
	鉄骨造						0枚
ステッカー	危険(赤)						0枚
	要注意(黄)						0枚
	調査済(緑)						0枚
ヘルメット用シール							0枚
腕章							0本
下げ振り							0個
クラックスケール							0個
ガムテープ							0巻
バインダー							0枚
コンベックス							0個
食料(3食/日)	支援要請数						0食
宿泊先	支援要請数						0人
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が 確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄 に記入)							

〇〇〔市町村〕 応急危険度判定支援要請書 記入例

埼玉県被災建築物応急危険度判定支援本部長 様

〇〇〔市町村〕被災建築物応急危険度判定実施本部長

〇〇〔市町村〕は、令和2年12月1日10時5分に発生した地震により、約12000棟の建物が被災した模様です。
 そのため、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、応急危険度判定を5月1日から5月10日まで実施する予定です。
 つきましては、以下のとおり支援を要請します。

(元号) 年 月 日 時 分 発信 第 版

実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課	〇〇課		本部長	課長 △△ △△	
		担当係	☆☆係		担当者	□□ □□	
		電話	XXX-XXX-XXXX		FAX	XXX-XXX-YYYY	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		■タイプA(区域内全数外観調査)			□タイプB(住民要請による調査)		
		□その他 ()					
判定期間	10日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
		5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
参集日時							
参集場所	判定士	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所
	判定コーディネーター	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所
	応援実施本部員	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所
参集場所への移動手段・ルート		参集場所 に同じ	バス・市役 所前→各 公民館前	バス・市役 所前→各 公民館前	バス・市役 所前→各 公民館前	バス・市役 所前→各 公民館前	バス・市役 所前→各 公民館前
要請判定士数		9名	58名	124名	190名	190名	190名
要請コーディネーター数					1名	2名	1名
民間判定士等補償制度適用の有無		有	有	有	有	有	有
要請実施本部員数		2名	3名	3名	3名	4名	3名
判定調査表	木造		500枚	1,500枚	3,000枚	4,500枚	6,000枚
	RC造		20枚	220枚	520枚	820枚	1,120枚
	鉄骨造		20枚	220枚	520枚	820枚	1,120枚
ステッカー	危険(赤)		260枚	860枚	1,760枚	2,660枚	3,560枚
	要注意(黄)		140枚	540枚	1,140枚	1,740枚	2,340枚
	調査済(緑)		140枚	540枚	1,140枚	1,740枚	2,340枚
ヘルメット用シール		5枚	75枚	211枚	414枚	618枚	821枚
腕章		90本	490本	990本	1,490本	1,490本	1,490本
下げ振り		90個	490個	990個	1,490個	1,490個	1,490個
クラックスケール		90個	490個	990個	1,490個	1,490個	1,490個
ガムテープ		90巻	490巻	990巻	1,490巻	1,490巻	1,490巻
バインダー		90枚	490枚	990枚	1,490枚	1,490枚	1,490枚
コンベックス		90個	490個	990個	1,490個	1,490個	1,490個
食料(3食/日)	支援要請数					173食	212食
宿泊先	支援要請数		48人	114人	180人	180人	180人
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が 確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄 に記入)							

		(元号) 年 月 日 時				分 発 信 第 版	
実施本部 設置場所	〇〇市役所	担当課	〇〇課		本部長	課長 △△ △△	
		担当係	☆☆係		担当者	□□ □□	
		電話	XXX-XXX-XXXX		FAX	XXX-XXX-YYYY	
判定調査方法 (実施オペレーションタイプ)		■タイプA(区域内全数外観調査)			□タイプB(住民要請による調査)		
		□その他 ()					
判定期間	10日間	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	計
		5/7	5/8	5/9	5/10		
参集日時							
参集場所	判定士	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
	判定コーディネーター	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
	応援実施本部員	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所	〇〇市役所		
参集場所への移動手段・ルート		バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前	バス・市役所前→各公民館前		
要請判定士数		258名	258名	226名			1,503名
要請コーディネーター数		2名	2名	2名	1名		11名
民間判定士等補償制度適用の有無		有	有	有	有		
要請実施本部員数		3名	4名	4名	8名		37名
判定調査表	木造	8,000枚	10,000枚	11,800枚	11,900枚		57,200枚
	RC造	1,520枚	1,920枚	2,280枚	2,300枚		10,720枚
	鉄骨造	1,520枚	1,920枚	2,280枚	2,300枚		10,720枚
ステッカー	危険(赤)	4,760枚	5,960枚	7,040枚	7,100枚		33,960枚
	要注意(黄)	3,140枚	3,940枚	4,660枚	4,700枚		22,340枚
	調査済(緑)	3,140枚	3,940枚	4,660枚	4,700枚		22,340枚
ヘルメット用シール		1,093枚	1,365枚	1,609枚	1,624枚		7,835枚
腕章		1,990本	1,990本	1,790本	90本		1,990本
下げ振り		1,990個	1,990個	1,790個	90個		1,990個
クラックスケール		1,990個	1,990個	1,790個	90個		1,990個
ガムテープ		1,990巻	1,990巻	1,790巻	90巻		1,990巻
バインダー		1,990枚	1,990枚	1,790枚	90枚		1,990枚
コンベックス		1,990個	1,990個	1,790個	90個		1,990個
食料(3食/日)	支援要請数	281食	282食	254食	23食		1,225食
宿泊先	支援要請数	248人	248人	216人			1,414人
特記事項 (資機材・食料の受入場所を右欄に記入) (判定士の宿泊場所等が全部または一部が確保済の場合は、その宿泊先・人数等を右欄に記入)							

様式4

被災建築物応急危険度判定派遣依頼

（本庄市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク用）

令和 年 月 日

_____ あて

本庄市都市整備部建築開発課長
（復旧部建築班長）

派遣依頼書

下記の理由により、被災建築物応急危険度判定の実施に伴う派遣を依頼します。

記

1 派遣を依頼する理由

月 日に発生した地震により、相当数の建築物に被害がみられるため。

2 添付書類（該当するものに○印）

- ・派遣依頼書1（判定士ネットワーク：団体・一般用）
- ・派遣依頼書2（判定士ネットワーク：行政用）
- ・その他（ _____ ）

3 連絡先

団体・所属名
（担当課・係名）

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

その他

派遣依頼書1 (判定士ネットワーク：団体・一般用)

●派遣可能判定士リスト

番号	コード※1	団体	登録番号	判定士氏名		判定業務可能期間							判定業務の条件				特記事項									
				漢字	ふりがな	/	/	/	/	/	/	/	交通手段※2	服装等判定士が 用意するもの	宿泊 の有 無	飲食関係 の有 無										
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										

注) に記入する。

※1 コードは、様式4-1-3のコード欄の記号(1、2等)を記入。

※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車(バス等)を記入。

記入例

派遣依頼書 1 (判定士ネットワーク：団体・一般用)

様式 4-1

(記入例)

●派遣可能判定士リスト

○建築士会の方

番号	コード ^{※1}	団体 一般	登録番号	判定士氏名		判定業務の条件														
						判定業務可能期間							交通手段 ^{※2}	服装等判定士が 用意するもの	宿泊先 の有無	飲食確保 の有無	特記事項			
						漢	字	ふりがな	/	/	/	/						/	/	/
1		建築士会	1234	佐藤	一郎	さとう	いちろう	○	○	○	○	○	○	○	○	自転車	必須：ヘルメット、埼玉県被災建築物応急危険度判定士手帳、登録証、飲食物 その他：ナップザック、水筒、携帯電話、ペンライト、ホイッスル、ラジオ、救急用具、必要なもの			

注) 〇に記入する。建築士会と事務所協会に属している場合は両方記入。

※1 コードは、様式4-3のコード欄の記号(1、2等)を記入。

※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車(バス等)を記入。

○建築士会と建築士事務所協会に所属している方

番号	コード ^{※1}	団体 一般	登録番号	判定士氏名		判定業務の条件													
						判定業務可能期間							交通手段 ^{※2}	服装等判定士が 用意するもの	宿泊先 の有無	飲食確保 の有無	特記事項		
						漢	字	ふりがな	/	/	/	/						/	/
1		建築士会 建築士事務所協会	123	泉玉	花子	いづみ	はなこ	○	○	○	×	×	○	○	自家用車	必須：ヘルメット、埼玉県被災建築物応急危険度判定士手帳、登録証、飲食物 その他：ナップザック、水筒、携帯電話、ペンライト、ホイッスル、ラジオ、救急用具、必要なもの			

注) 〇に記入する。建築士会と事務所協会に属している場合は両方記入。

※1 コードは、様式4-3のコード欄の記号(1、2等)を記入。

※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車(バス等)を記入。

○一般の方

番号	コード ^{※1}	団体 一般	登録番号	判定士氏名		判定業務の条件													
						判定業務可能期間							交通手段 ^{※2}	服装等判定士が 用意するもの	宿泊先 の有無	飲食確保 の有無	特記事項		
						漢	字	ふりがな	/	/	/	/						/	/
1		一般	567	山田	一夫	やまだ	かずお	×	○	○	○	○	○	○	徒歩	必須：ヘルメット、埼玉県被災建築物応急危険度判定士手帳、登録証、飲食物 その他：ナップザック、水筒、携帯電話、ペンライト、ホイッスル、ラジオ、救急用具、必要なもの			

注) 〇に記入する。建築士会と事務所協会に属している場合は両方記入。

※1 コードは、様式4-3のコード欄の記号(1、2等)を記入。

※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車(バス等)を記入。

派遣依頼書2 (判定士ネットワーク：行政用)

●派遣可能判定士リスト

番号	コード ^{※1}	行政	登録番号	所属名	職名	判定士氏名		判定業務可能期間					交通手段 ^{※2}	判定業務の条件			特記事項				
						漢字	ふりがな	/	/	/	/	/		/	/	/		宿泊の有無	飲食確保の有無		
																				判定業務可能期間	判定業務可能期間
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					

服装等判定士が留意するもの
 必須：ヘルメット、埼玉県被災建築物応急危険度判定士手帳、登録証、飲食物
 その他：ナックザック、水筒、携帯電話、ペンライト、ホイッスル、ラジオ、救急用具、必要なもの

注) ■ に記入する。
 ※1 コードは、様式4-3のコード欄の記号(1、2等)を記入。
 ※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車(バス等)を記入。

記入例

派遣依頼書 2 (判定士ネットワーク：行政用)

様式 4-2
(記入例)

●派遣可能判定士リスト

番号	コード ^{※1}	行	政	登録番号	所属名	職名	判定士氏名		判定業務可能期間						交通手段 ^{※2}	服装等判定士が 用意するもの	宿泊 の有	飲食確保 の有	特記事項			
							漢字	ふりがな	/	/	/	/	/	/						/	/	
																						判定業務可能期間
1	1	本庄市			建設課	主幹	〇〇	〇〇	〇	〇	〇	〇	×	×	×	建設課公用車①	必須：ヘルメット、埼玉県被災建築物応急危険度判定士手帳、登録証、飲食物 その他：ナップザック、水筒、携帯電話、ペンライト、ホイッスル、ラジオ、救急用具、必要なもの					
2	2-1	深谷市			開発指導課	主任	■■	■■	-	〇	〇	×	×	×	×	深谷市公用車②						
3	3	新潟県			〇〇課		△△	△△	-	×	〇	〇	〇	〇	〇	借上げバス①						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						

注) ■ に記入する。

※1 コードは、様式 4-3 のコード欄の記号 (1、2 等) を記入。

※2 交通手段の欄は、徒歩、自転車、公用車、借上車 (バス等) を記入。

災害対策本部連絡表

様式4-3

番号	コード	区分	構成	連絡担当課・担当	電話番号 (携帯)	FAX番号	メールアドレス (携帯)	備考
1	1		本庄市					
2	2		深谷市					
3	3		伊勢崎市					
4	4	行政	加須市					
5	5	協定	澁川市					
6	6	県外 県内	〇〇県 〇〇市					
7	7		埼玉建築士会					
8	8	協定	埼玉県建築士 事務所協会					
9	9	民間	第1グループ					
10	10	一般	第2グループ					

災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援協定
に関する実施細則

この細則は、伊勢崎市、本庄市及び深谷市（以下「協定市」という。）との間で平成18年6月28日締結した災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条第2項により定めるものとする。

（連絡の窓口）

第1条 協定書第1条に規定する連絡担当部局は以下の表のとおりとする。

連絡担当課		連絡先	時間外連絡先
伊勢崎市	総務部安心安全課	電話 0270-27-2706 FAX 0270-26-6123	電話 0270-24-5111 (宿直室)
本庄市	市民生活部危機管理課	電話 0495-25-1184 FAX 0495-22-0602	電話 0495-25-1111 (警備室)
深谷市	総務部総務防災課	電話 048-571-1211 FAX048-573-8250	電話 048-571-1211 (警備室)

（応援要請書）

第2条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）が、協定書第3条の規定により応援を受けようとするときは、速やかに応援要請書（様式1）により応援を要請するものとする。

（応援時の留意事項）

第3条 応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）応援しようとする市（以下「支援市」という。）の職員（以下「派遣職員」という。）は、支援市名を表示する腕章及び保護帽等を着用すること。
- （2）支援市は、派遣職員の職種及び人数等を明確にするため派遣職員等一覧表（様式2）を作成し送付すること。

（連絡責任者）

第4条 協定書第7条に定める連絡責任者は、次の者とする。

- （1）伊勢崎市 総務部安心安全課長
- （2）本庄市 市民生活部危機管理課長
- （3）深谷市 総務部総務防災課長

（情報の交換）

第5条 協定市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、随時会議を開催するものとし、開催は輪番制とする。

附 則

この細則は、平成18年 6月28日から実施する。

様式1（第2条関係）

	第 号 年 月 日
（支援市） 市長	様 （被災市） 市長
⑩	
<h3>応 援 要 請 書</h3>	
<p>令和〇年〇月〇日、〇〇市域で発生した〇〇〇〇災害について、市独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないため、災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書に基づき、貴市に対し応援要請をいたします。</p>	
被害の状況	
応援期間	
応援場所及び応援場所への経路	

（様式 1 続紙）

応 援 の 内 容	食糧・飲料水生活 必需物資の 供給及び資機 材	
	救出、医療、防 疫、施設の応急 復旧に必要な 資機材	
	救助・応急復旧 に必要な技術 職・技能職	
	ボランティア の斡旋	
	提供住宅戸数 及び期間	
	その他必要な 事項	

様式 2（第 3 条関係）

派遣職員等一覧表

派遣職員の内訳				
職 種		氏 名	住 所	連 絡 先
一般行政	職 員： 名			
土木関係	技 師： 名 技術員： 名			
建築関係	技 師： 名 技術員： 名			
水道関係	技 師： 名 技術員： 名			
下水道 関係	技 師： 名 技術員： 名			
清掃関係	技 師： 名 技術員： 名			
保険・防疫 関係	技 師： 名 技術員： 名			

災害時相互応援協定に関する実施細則

この細則は、群馬県渋川市、埼玉県加須市及び本庄市（以下「協定市」という。）との間で平成19年3月30日締結した災害時における相互応援協定書（以下「協定書」という。）第11条第2項により定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定書第1条に規定する連絡担当部局は以下の表のとおりとする。

連絡担当課		連絡先	時間外連絡先
渋川市	総務部 防災安全課	電話 0279-22-2130 FAX 0279-24-6541	電話 0279-22-2111 (宿直室)
加須市	環境安全部 危機管理防災課	電話 0480-62-1111 FAX 0480-62-1934	電話 0480-62-1111 (警備員室)
本庄市	市民生活部 危機管理課	電話 0495-25-1184 FAX 0495-22-0602	電話 0495-25-1111 (警備員室)

（応援要請書）

第2条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）が、協定書第3条の規定により応援を受けようとするときは、速やかに応援要請書（様式1）により応援を要請するものとする。

（応援時の留意事項）

第5条 応援活動を進めるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

（3）応援しようとする市（以下「支援市」という。）の職員（以下「派遣職員」という。）は、支援市名を表示する腕章及び保護帽等を着用すること。

（4）支援市は、派遣職員の職種及び人数等を明確にするため派遣職員等一覧表（様式2）を作成し送付すること。

（連絡責任者）

第6条 協定書第8条に定める連絡責任者は、次の者とする。

（4）渋川市 総務部防災安全課長

（5）加須市 環境安全部危機管理防災課長

（6）本庄市 市民生活部危機管理課長

（情報の交換）

第5条 協定市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、随時会議を開催するものとし、開催は輪番制とする。

附 則

この細則は、平成19年 月 日から実施する。

様式1（第2条関係）

<p>(支援市) 市長</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(被災市) 市長</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>
<h2 style="margin: 0;">応 援 要 請 書</h2>	
<p>令和〇年〇月〇日、〇〇市域で発生した〇〇〇〇災害について、市独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないため、災害時相互応援協定書に基づき、貴市に対し応援要請をいたします。</p>	
<p>被害の状況</p>	
<p>応援期間</p>	
<p>応援場所及び応援場所への経路</p>	

（様式 1 続紙）

応 援 の 内 容	食糧・飲料水生活 必需物資の 供給及び資機 材	
	救出、医療、防 疫、施設の応急 復旧に必要な 資機材	
	救助・応急復旧 に必要な技術 職・技能職	
	ボランティア の斡旋	
	提供住宅戸数 及び期間	
	一時受け入れ 被災児童数及 び期間	
	その他必要な 事項	

様式 2（第 3 条関係）

派遣職員等一覧表

派遣職員の内訳				
職 種		氏 名	住 所	連 絡 先
一般行政	職 員： 名			
土木関係	技 師： 名 技術員： 名			
建築関係	技 師： 名 技術員： 名			
水道関係	技 師： 名 技術員： 名			
下水道 関係	技 師： 名 技術員： 名			
清掃関係	技 師： 名 技術員： 名			
保険・防疫 関係	技 師： 名 技術員： 名			

参考様式

応急危険度判定集計表

第1 フォーマット作成の目的

判定調査結果のスムーズな集計作業が行えるように統一化した入力様式を作成するとともに、集計結果の報告や記者発表等に使用できる帳票の出力を可能とすることにより、実施本部業務の効率化を図る。

第2 フォーマット作成の考え方

パソコンを使用して集計作業を行うことを前提とし、汎用ソフトを利用して作成する。

(1) 入力表【入力様式】

入力項目は、判定調査表の項目についてできるだけ入力できるような様式とする。ただし、実際の入力作業にあたっては、集計表の出力に必要な最低限の項目の入力のみでも対応できるようにする。また、単純な数式及び関数で可能な範囲において、自動で項目入力されるように工夫する。

最低限の入力項目：「用途」・「構造種別」・「調査1」・「2判定」・「3判定」・「総合判定」

(2) 集計表【出力帳票】

統一様式の集計表として作成するものは、「行政間の報告」・「記者発表」に利用目的を限定した項目の出力とし、その他の出力帳票については各利用団体が必要に応じて作成することとする。

第3 フォーマットの追加

集計フォーマットをベースに判定士名簿フォーマットなどの追加を行うことにより、応援判定士の受け入れや補償制度適用時の通知などの手続きが効率化されることも考えられるので、今後の検討を要する。

被災建築物応急危険度判定								調査結果入力表(入力例)										市・町・村														
判定士 ①	判定士 ②	整理番号等 丁目等	住宅地図 番号	建築物番号 用途	構造 種別	構造 形式	階数 地上地下	建築物規模		調査 方法	調査2						調査3			総合判定	コメント											
								ア	イ		調査1①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	1			2	3	4	5	6	7	3判定				
15	10A-1	95-25	1	東	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	倒壊の危険 有
※ 登録番号などを入力する。 ※ 作業は、回収した調査票を構造別等で 分けしないで、調査表の束を、上にあるも のから順番に入力していくことになると想 定している。										ア、イを入力すると自動 的に計算する。		"1"を入力すると自動的に調査 2・3に"1"が表示され、総合判 定にも"3"が表示される。 構造種別に"1"を入力す ると、自動的に⑥⑦⑧に "1"が表示される。 2 2 2 2 1																				
										構造種別"1"は「木造」		2 2 2 2 1																				
										構造種別"2"は「鉄骨造」		3 1																				
										構造種別"3"は「RC・SRC造」		2判定もしくは3判定に"3" を入力すると自動的に"3"																				

出典：全国被災建築物応急危険度判定必携 第6編 判定活動実施に係る様式等

被災建築物応急危険度判定集計表

1 判定実施累計 : 0 件 (調査率 : - %)

2 実施対象建築物数 : 件

3 判定建築物概要

◆用途別判定結果

用途	調査件数	調査済	要注意	危険
1 戸建て専用住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
2 長屋住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
3 共同住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
4 併用住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
5 店舗	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
6 事務所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
7 旅館・ホテル	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
8 庁舎等公共施設	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
9 病院・診療所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
10 保育所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
11 工場	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
12 倉庫	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
13 学校	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
14 体育館	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
15 劇場、遊戯場等	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
16 その他	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
判定累計	0 件	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)

参考様式2 記入例

年 月 日

被災建築物応急危険度判定集計表の見方

1 判定実施累計 : 0 件 (調査率 : - %)

2 実施対象建築物数 : 件

「実施対象建築物数」に対する「判定実施累計」の割合。

3 判定建築物概要

判定実施計画の建築物数を入力する。当然、計画の変更があった場合は変更する。

◆用途別判定結果

用途	調査件数	調査済	要注意	危険
1 戸建て専用住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
2 長屋住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
3 共同住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
4 併用住宅	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
5 店舗	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
6 事務所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
7 旅館・ホテル	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
8 庁舎等公共施設	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
9 病院・診療所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
10 保育所	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
11 工場	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
12 倉庫	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
13 学校	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
14 体育館	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
15 劇場、遊戯場等	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
16 その他	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
判定累計	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
木造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
鉄骨造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)
RC・SRC造	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)	0 件 (0.0 %)

※ 集計表は、用途別・構造別に判定結果を見る(横に見る)ように作成している。従って、例えば「判定実施累計の内、木造・戸建専用住宅の調査済が何%か?」というように縦に見ることに適していない。

(様式5)

訓練活動及び判定活動状況通知書(その1)

年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
(〇〇都道府県経由)

地方公共団体名

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる訓練活動及び判定活動について別添のとおり、民間判定士等の名簿を添えて通知します。

記

通知の内容	年 月 活動分		
整理番号	訓練・判定の種別	活動の実施機関	活動人数
1	訓練・判定	H . . ~	
2	訓練・判定	H . . ~	
3	訓練・判定	H . . ~	
計	訓練： 回	判定： 回	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	
---------------	--	---------------	--

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む
必ず(様式3)または(様式4)を添付し、上記の整理番号と合わせること。

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県/No） _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツラハイファ) 3.プレファブ 4.その他 (_____)
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 (_____)
 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

建築物番号

 住宅地図整理番号

 3
 4
 5 階
 ア m
 イ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

 1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剝落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①
 ②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①
 ②
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥
 ⑦
 判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____ (_____ / _____)
 _____ (_____ / _____)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
- 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
- 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
- 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
- 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
- 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m × イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他 (_____)

調査方法

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
② 不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③ 建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
	傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50
被覆最大の階(階)			
④ 部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤ 筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超
⑥ 柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断
⑦ 柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧ 腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

①

②

③

被害最大の階
 階

④

⑤

⑥

⑦

⑧

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
② 窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③ 外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剝離
④ 外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤ 看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥ 屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦ その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1. 戸建て専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所
 7. 旅館・ホテル 8. 庁舎等公共施設 9. 病院・診療所 10. 保育所 11. 工場
 12. 倉庫 13. 学校 14. 体育館 15. 劇場、遊戯場等 16. その他(_____)
 4 構造種別 1. 鉄筋コンクリート造 2. プレキャストコンクリート造 3. ブロック造
 4. 鉄骨鉄筋コンクリート造 5. 混合構造(_____)と(_____)
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約^x _____ m × ^y _____ m

整理番号 _____

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____
 4 _____
 地上 _____ 階
 地下 _____ 階
 x _____ m
 y _____ m

調査 調査方法：(1. 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他(_____)

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	
判定 ② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険 ③ 地盤破壊による建築物全体の沈下 ④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 危険なし	2. 不明確	3. 危険あり
	1. 0.2m 以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m 超
	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階〕(壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)		
(2) ⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 ⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %) 1. 1% 以下	2. 1%～10%	3. 10% 超
	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %) 1. 10% 以下	2. 10%～20%	3. 20% 超
判定(2)	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

判定(1)

① _____

② _____

③ _____

④ _____

柱の被害最大の階

⑤ _____

⑥ _____

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
② 外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剝離
③ 外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
④ 看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑤ 屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥ その他(_____)	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

総合判定

コメント(構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

緑

応急危険度判定結果

調査済

INSPECTED

- ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
- ◆建築物は使用可能です

建築物名称

注記：

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

災害対策本部 電話 -

応急危険度判定結果

要注意

LIMITED ENTRY

- ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
- ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい

建築物名称

注記：

建築物の倒壊 危険・注意・調査済

瓦などの倒壊 危険・注意・調査済

塀などの倒壊 危険・注意・調査済

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

 災害対策本部 電話 —

応急危険度判定結果

危険

UNSAFE

- ◆この建築物に立ち入ることは危険です
- ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい

建築物名称

注記：

建築物の倒壊 危険・注意・調査済

瓦などの倒壊 危険・注意・調査済

塀などの倒壊 危険・注意・調査済

整理番号

判定日時 月 日 午前・午後 時現在

 災害対策本部 電話 —

判定ステッカーに貼付したイメージ

応急危険度判定 落下物注意	
要注意 LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -

判定ステッカーに貼付したイメージ

応急危険度判定 落下物注意	
危険 UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -

資料編

○本庄市被災建築物応急危険度判定要綱

平成18年1月10日

告示第176号

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる2次災害（以下「2次災害」という。）を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。） 2次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、2次災害の発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月施行）に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により多くの建築物が被災し、2次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、判定対象となる建築物の範囲、判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

（判定の実施に関する県との連絡調整等）

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県知事に速やかに報告するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

（判定体制の周知）

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

（判定士等の確保等）

第7条 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

（コーディネーターの任命）

第8条 市長は、実施本部と判定士との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び判定士の中から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

（判定の方法及び判定結果の表示）

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見や

すい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等)

第10条 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 市長は、判定活動に民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成10年5月施行）に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

本庄市被災建築物応急危険度判定情報伝達訓練実施要領

令和5年11月1日

建築開発課

第1 目的

この要領は、本庄市被災建築物応急危険度判定要綱第7条に基づき、判定士等を速やかに確保するため、本庄市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を活用し、情報伝達訓練を実施するものである。このことにより、本市が地震により甚大な被害を受けた際、二次災害防止のための判定活動を迅速かつ円滑に実施し、市民の安全確保を図るものとする。

第2 参集マッチングシステム

埼玉県が地震発生後の判定活動を円滑に開始することを目的に、実施本部からの支援要請と判定士の参集希望を直に結びつける被災建築物応急危険度判定士参集マッチングシステム（以下「参集マッチングシステム」という。）を開発し、令和4年度から運用を開始したことから、本市においても判定士等の招集に参集マッチングシステムを活用するものである。

情報伝達訓練の事務局は、本庄市都市整備部建築開発課とし、ネットワーク（資料1）により支援調整等を行う。対象者は、民間判定士及び本庄市職員（以下「民間判定士等」という。）とする。

第3 想定地震

令和△△年△△月△△日（△）午前10時に本庄市児玉町を震源とするマグニチュード8.1、震度7の関東平野北西縁断層帯地震が発生し市内全域が被災した。

同日、市の災害対策本部及び復旧部建築班（判定実施本部）を設置、ネットワークを活用し2日目から市職員判定士が主要施設（避難場所等）の判定業務を始め、その後、地元の民間判定士の協力を得て業務を拡充、県内・県外からの支援が行われる。

被災状況は以下のとおりである。

- ・ 全壊：5,533棟、半壊：4,909棟 計10,442棟（本庄市地域防災計画による）
- ・ 鉄道は3日目から利用可。道路は緊急輸送道路が一般車両通行不可。
- ・ 市庁舎、電話回線は利用可。

第4 訓練日時

訓練は、令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前10時から午後4時30分までとする。

※回答等がない場合も、午後4時30分をもって訓練を終了する。

第5 伝達方法

(1) 事前準備

市は、判定業務を実施するため、参集マッチングシステムへの支援要請の登録、及び民間判定士等へ参集マッチングシステムの利用を依頼する。

- ・判定業務は、地震発生5日目からとする。

(2) 訓練日

市からの要請に対し民間判定士等は、参集マッチングシステムへ参集登録をする。

※その他詳細は「第6 訓練の流れ(③～⑥、⑧、⑩)」及び資料1を参照

※参集マッチングシステムの効果的な運用を促進するために電子メール等を補助的に活用する。

※ネットワークを構成する民間判定士の協定者への連絡は、原則、各会の支部長とし、一般(市内在住)への連絡は各判定士とする。

■イメージ図

支援要請登録	地震発生	1日目	2日目		3日目		4日目	5日目 ～ 8日目	9日目
		10:00	午前	午後	午前	午後			
参集マッチングシステム 入力				12:00 ～ 24:00	10:00 ～ 12:00				
支援登録	市			○					
参集登録	民間判定士等				○				
参集日 (判定実施日)								可能日 選択	

第6 訓練の流れ

【主な作業】(資料1「訓練タイムスケジュール」による。)

■判定士支援要請準備(地震発生1日目～2日目午後)

①実施体制の確立

震度6弱以上で被害が確認されたため、本市の復旧部建築班(判定実施本部長:建築開発課長)による応急危険度判定業務を実施する。

②判定業務実施計画の策定

・訓練では、本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(以下「市マニュアル」という。)の判定業務実施計画(震前)を参照する。

③参集マッチングシステムへの登録及び依頼(地震発生2日目午後)

・市は、参集マッチングシステムを用い、ネットワークにより派遣可能な判定士の支援要請登録をする。

・市は、民間判定士等に対して、参集マッチングシステムを用いた参集可能日の登録を依頼する。原則、登録は地震発生3日目の10時から12時までとする。

・派遣期間、交通手段、宿泊先の有無、飲食の確保、判定機材などの条件を示す。

■訓練日（地震発生3日目）**④参集マッチングシステムへの参集登録要請開始（10時～）**

- ・市からの支援要請が参集マッチングシステムを介し民間判定士等へ伝達される。

⑤参集登録（10時～12時）

- ・民間判定士等は、参集マッチングシステムを用い、指定された時間内に参集可能日を登録する。

⑥派遣可能判定士確認（13時）

- ・市は、参集マッチングシステムで参集可能な判定士の登録状況を確認する。

⑦災害対策本部への報告（13時30分）

- ・市は、参集マッチングシステムから出力された派遣可能判定士リストを市の災害対策本部へ報告する。

・市は、ネットワークの回答が全て集まっていない場合でも、所定の時間を過ぎた時点で取りまとめ、市の災害対策本部へ報告する。

※訓練では災害対策本部への報告は省略する。

⑧判定士との日程等再調整（15時30分）

- ・市は、追加や日程変更等の派遣の再調整を必要に応じて依頼する。
- ・要請数に達していない場合、要請数を確保するよう再依頼する。
- ・携帯機材の追加や派遣日程等の調整が必要な場合も再調整を依頼する。
- ・市は、追加の派遣可能判定士等の検討を行う。
- ・再検討の結果、「派遣可能判定士の追加は不可」等の回答もする。

⑨災害対策本部への名簿確定報告（16時）

- ・市は、再調整後の参集マッチングシステムから出力された派遣可能判定士リストを市の災害対策本部へ報告する。

・市は、ネットワークの回答が全て集まっていない場合でも、所定の時間を過ぎた時点で取りまとめ、市の災害対策本部へ報告する。

※訓練では災害対策本部への報告は省略する。

⑩訓練の終了（16時30分）

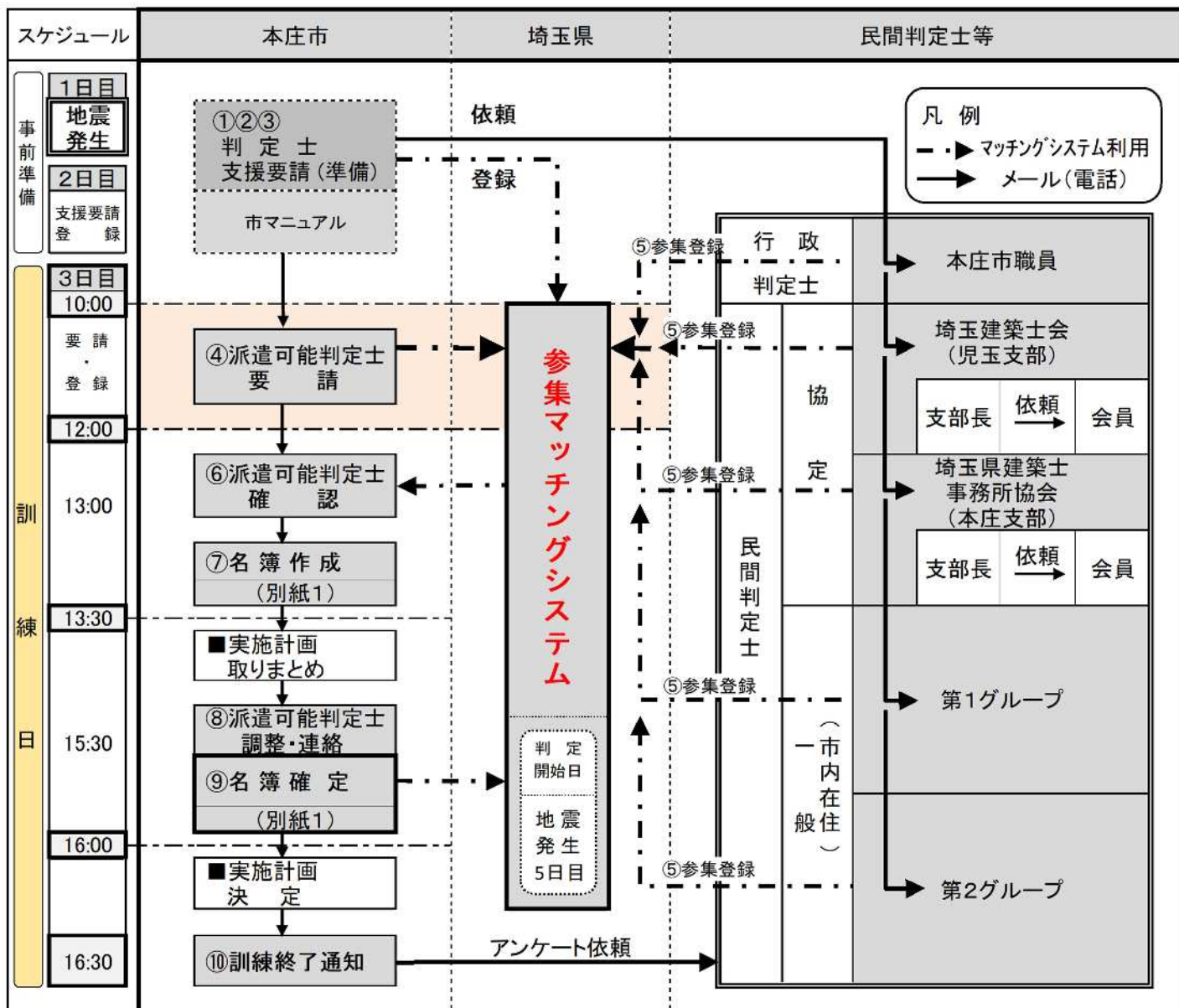
- ・市は、支援計画を決定した後、訓練の終了を判定士へ連絡する。
- ・併せて、当該訓練の感想及び意見等についてのアンケートを行う。

本庄市被災建築物応急危険度判定士ネットワーク

区分	構成	伝達手段	備考
行政判定士	本庄市職員※1	・メール送信 ・電話(固定・携帯)	・参集マッチングシステムを用いない
	深谷市・伊勢崎市・加須市・渋川市	・メール送信 ・電話(固定・携帯)	・危機管理課と協議 (地域防災計画による。) ・参集マッチングシステムを用いない
民間判定士	協定 埼玉建築士会 (児玉支部)	・メール送信 ・参集マッチングシステム ・電話(携帯)	
	埼玉県建築士事務所協会 (本庄支部)		
	一般 (市内在住)	第1グループ	・メール送信 ・参集マッチングシステム ・電話(携帯)
		第2グループ	・公務員(退職者含む) ・その他

伝達訓練対象者 ※1:参集マッチングシステムの円滑な運用のため対象とする。

本庄市被災建築物応急危険度判定情報伝達訓練タイムスケジュール



8. 避難関連

① 指定避難所・指定緊急避難場所リスト
《指定緊急避難場所》

平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1	洪水 2	土砂 災害	大規模 な火事	内水 氾濫		3㎡	2㎡
1	本庄市立図書館	千代田4-1-9	0495-24-3746	○	○	○	○	○	○	○	153	229
2	本庄西中学校	千代田4-3-1	0495-22-6424	○	○	○	○	○	○	○	1,305	1,957
3	本庄西小学校	千代田4-3-2	0495-21-4361	○	○	○	○	○	○	○	1,198	1,797
4	市民活動交流センター (はにぼんプラザ)	銅座1-1-1	0495-22-0828	○	○	②	○	○	○	○	702	1,054
5	本庄市役所	本庄3-5-3	0495-25-1111	○	○	○	○	○	○	○	88	132
6	本庄公民館	東台5-2-33	0495-24-7383	○	②	②	○	○	○	○	61	92
7	本庄東小学校	日の出1-2-1	0495-21-3051	○	○	○	○	○	○	○	1,669	2,504
8	本庄東高等学校	日の出1-4-5	0495-22-6351	○	○	②	○	○	○	○	1,601	2,401
9	日の出児童センター	日の出2-5-56	0495-21-0420	○	○	○	○	○	○	○	84	127
10	本庄東公民館	日の出2-8-28	0495-22-3404	○	○	②	○	○	○	○	72	109
11	本庄東中学校	日の出4-2-45	0495-22-6318	○	○	○	○	○	○	○	1,943	2,915
12	前原児童センター	前原1-4-13	0495-21-9820	○	○	②	○	○	○	○	70	105
13	本庄高等学校	柏1-4-1	0495-21-1195	○	○	②	○	○	○	○	245	367
14	本庄南小学校	栄3-6-24	0495-22-2839	○	○	②	○	○	○	○	953	1,429
15	勤労青少年ホーム	小島南1-8-2	0495-21-1684	○	○	○	○	○	○	○	104	156
16	本庄市民体育館	小島南1-8-3	0495-24-4657	○	○	○	○	○	○	○	528	793
17	保健センター跡地	小島南2-4-12		○							1,991	2,986
18	本庄西公民館	小島1-10-4	0495-21-8786	○	○	○	○	○	○	○	66	99
19	長松寺	小島5-4-12	0495-22-4552	○				○			63	94
20	若泉運動公園武道館	小島6-11-14	0495-24-7181	○	②	②	○	○	○	○	206	309
21	見福公園	見福2-11		○				○			846	1,270
22	中央小学校	緑1-16-1	0495-21-2361	○	○	○	○	○	○	○	1,465	2,198
23	本庄南中学校	緑3-13-1	0495-24-1801	○	○	②	○	○	○	○	1,912	2,868
24	障害福祉センター	いまい台2-43		○	○	○	○	○	○	○	109	163
25	藤田小学校	牧西1171	0495-22-2981	○	②	②	○	○	○	○	730	1,095
26	藤田公民館	牧西1210-3	0495-22-2332	○			○	○	○	○	61	91
27	宮戸農民センター	宮戸272-1		○	②	②	○	○	○	○	25	38
28	堀田集落センター	堀田958	0495-24-8400	○			○	○	○	○	29	44
29	滝瀬集荷所	滝瀬1437-2		○		○	○	○	○	○	25	37

(本庄市地域防災計画抜粋)

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1	洪水 2	土砂 災害	大規模 な火事	内水 氾濫		3㎡	2㎡
30	仁手小学校	仁手618	0495-22-2967	○	②	②	○	○	○	○	536	804
31	仁手公民館	仁手665-1	0495-22-3538	○			○	○	○	○	58	87
32	本庄第一高等学校	仁手1789	0495-24-1331	○	②	○	○	○	○	○	4,431	6,646
33	本庄第一中学校	仁手2167-1	0495-25-1332	○	②	○	○	○	○	○	698	1,047
34	旭小学校	都島78	0495-22-3463	○	②	②	○	○	○	○	760	1,140
35	旭公民館	都島238-1	0495-22-5940	○			○	○	○	○	55	82
36	老人福祉センター つきみ荘	沼和田127-1	0495-22-3696	○	②	○	○	○	○	○	159	239
37	あさひ多目的研修センター	沼和田1005	0495-24-5288	○			○	○	○	○	58	88
38	本庄総合公園市民球場	北堀433	0495-21-8989	○	○	○	○	○	○	○	196	294
39	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀433	0495-25-5677	○	○	②	○	○	○	○	983	1,474
40	保健センター	北堀1422-1	0495-24-2003	○	○	○	○	○	○	○	374	562
41	本庄市民文化会館	北堀1422-3	0495-24-2841	○	○	○	○	○	○	○	327	491
42	北泉防災広場	北堀1824-1		○				○			395	593
43	北泉小学校	北堀1871-1	0495-22-3791	○	○	○	○	○	○	○	873	1,310
44	北泉公民館	早稲田の杜5-12-29	0495-22-2484	○	○		○	○	○	○	58	87
45	本庄特別支援学校	栗崎828	0495-24-3747	○	○	②	○	○	○	○	683	1,024
46	早稲田大学本庄高等学院	栗崎239-3	0495-21-2400	○	○	○	○	○	○	○	2,200	3,300
47	本庄南公民館	今井377-2	0495-21-8785	○	○		○	○	○	○	56	84
48	児玉高等学校	児玉町八幡山410	0495-72-1591	○	○	○	○	○	○	○	2,217	3,325
49	児玉中学校	児玉町八幡山438	0495-72-0133	○	○	○	○	○	○	○	1,825	2,737
50	大久保ひろば	児玉町児玉1113		○				○			36	54
51	児玉文化財整理室	児玉町児玉1352-1		○	○	○	○	○	○	○	40	60
52	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	0495-72-1569	○	○	○	○	○	○	○	991	1,486
53	下町自治会館	児玉町児玉1697		○	○	○	○	○	○	○	60	90
54	児玉中央集会所跡地	児玉町児玉1825-6		○				○			46	69
55	久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	0495-72-4386	○	○	○	○	○	○	○	147	220
56	山王自治会館	児玉町児玉2420		○	○	○	○	○	○	○	24	36
57	児玉公民館跡地	児玉町児玉2510-1		○				○			61	91
58	児玉体育館跡地	児玉町児玉2514-1		○							478	717
59	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋728-2	0495-72-8851	○	○	○	○	○	○	○	765	1,148
60	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753-1	0495-73-3815	○	○	○	○	○	○	○	576	864
61	児玉白楊高等学校	児玉町金屋980	0495-72-1566	○	○	○	○	○	○	○	3,326	4,989
62	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	0495-72-1168	○	○	○	○	○	○	○	646	970

(本庄市地域防災計画抜粋)

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水 1	洪水 2	土砂 災害	大規模 な火事	内水 氾濫		3 m ²	2 m ²
63	金屋保育所	児玉町金屋 1173	0495-72-1238	○	○	○	○	○	○		126	188
64	宮内東公会堂	児玉町宮内 1350-3		○	○	○	○	○	○		16	25
65	塩谷集会所	児玉町塩谷 599		○	○	○	○	○	○		25	37
66	秋山会館	児玉町秋山 1401-1		○	○	○	○	○	○		28	41
67	秋平さくら保育園	児玉町秋山 2527-1	0495-72-1167	○	○	○	○	○	○		90	134
68	秋平小学校	児玉町秋山 2531	0495-72-1239	○	○	○	○	○	○	○	482	723
69	本泉小学校	児玉町河内 660		○	○	○	○	○	○	○	453	679
70	生活改善センター	児玉町河内 670-10		○	○	○	○	○	○		30	46
71	遊楽荘	児玉町元田 375-4	0495-73-0011	○	○	○	○	○	○		70	105
72	コウガの森・共和	児玉町鯉川 885	0495-72-0104	○	○	○	○	○	○		97	146
73	共和小学校	児玉町鯉川 895-1	0495-72-1349	○	○	○	○	○	○	○	650	975
74	共和公民館	児玉町鯉川 915-5	0495-72-0337	○	○	○	○	○	○		67	101
75	吉田林自治会館	児玉町吉田林 212		○	○	○	○	○	○		24	37
76	下浅見文化財収蔵庫	児玉町下浅見 867-11		○	○	○	○	○	○		44	66
77	太駄公会堂	児玉町太駄 368-2		○	○	○	○	○	○		11	17
78	観光農業センター	児玉町小平 653	0495-72-6742	○	○	○	○	○	○		41	62

※ 洪水1：利根川・烏川・神流川による洪水の場合

(本庄市地域防災計画抜粋)

※ 洪水2：小山川・女堀川による洪水の場合

※ ○は対象となる異常な現象に対応する指定緊急避難場所

※ ○の中に数字が記入されている場合は、数字以上の建物の階が指定緊急避難場所として該当

《指定避難所》

平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号に 規定する指定基準を満 たすものであるか	想定収容人数	
						3 m ²	2 m ²
1	本庄西中学校	千代田 4-3-1	0495-22-6424	○		1,305	1,957
2	本庄西小学校	千代田 4-3-2	0495-21-4361	○		1,198	1,797
3	本庄東小学校	日の出 1-2-1	0495-21-3051	○		1,669	2,504
4	本庄東中学校	日の出 4-2-45	0495-22-6318	○		1,943	2,915
5	本庄高等学校	柏 1-4-1	0495-21-1195	○		245	367
6	本庄南小学校	棠 3-6-24	0495-22-2839	○		953	1,429
7	中央小学校	緑 1-16-1	0495-21-2361	○		1,465	2,198
8	本庄南中学校	緑 3-13-1	0495-24-1801	○		1,912	2,868
9	藤田小学校	牧西 1171	0495-22-2981	○		730	1,095
10	仁手小学校	仁手 618	0495-22-2967	○		536	804
11	旭小学校	都島 78	0495-22-3463	○		760	1,140
12	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀 433	0495-25-5677	○		983	1,474
13	本庄市民文化会館	北堀 1422-3	0495-24-2841	○		327	491
14	北泉小学校	北堀 1871-1	0495-22-3791	○		873	1,310
15	児玉中学校	児玉町八幡山 438	0495-72-0133	○		1,825	2,737
16	児玉小学校	児玉町児玉 1355-1	0495-72-1569	○		991	1,486
17	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋 728-2	0495-72-8851	○		765	1,148
18	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋 753-1	0495-73-3815	○		576	864
19	金屋小学校	児玉町金屋 1116-1	0495-72-1168	○		616	970
20	秋平小学校	児玉町秋山 2531	0495-72-1239	○		482	723
21	本泉小学校	児玉町河内 660	0495-25-1111	○		453	679
22	共和小学校	児玉町鯉川 895-1	0495-72-1349	○		650	975

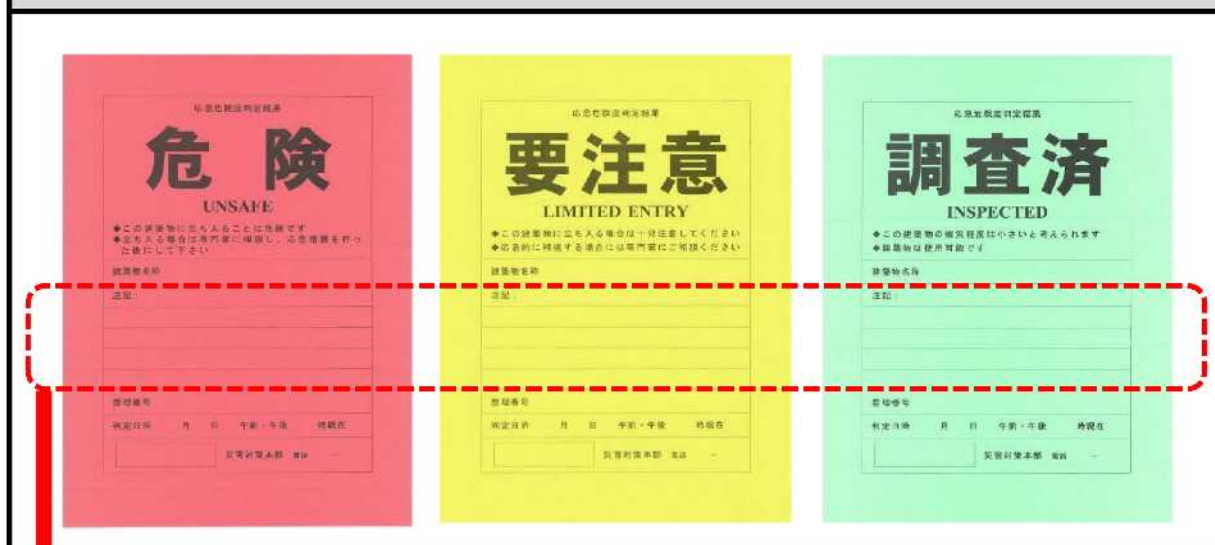
(本庄市地域防災計画抜粋)

ひ さ い け ん ち く ぶ つ お う き ゅ う き け ん ど は ん て い

被災建築物応急危険度判定のお知らせ

- ◎この判定の目的は、余震による^{よしん}建物の倒壊^{とうかい}や落下物の危険性を示し、二次災害を防止することです。
- ◎判定の結果は「判定ステッカー」を確認ください。

判定ステッカー（赤・黄・緑）



- ①注記（何が危険か）を確認して避難すべきかどうかを検討してください。
- ②被害拡大の恐れがある場合は、判定結果に関わらず、すぐに避難してください。

- 「危険」の判定結果でも、修復できる場合がありますのであわてずに専門家（建築士等）に相談してください。
- 各種支援制度に必要な「り災証明」ではありません。り災証明の調査は、別に実施されます。





お問い合わせ先

■ 応急危険度判定に関すること
 本庄市建築開発課
 ☎ 0495(25)1140（直通）

■ り災証明に関すること
 ・ 市民課 ☎ 0495(25)1113（直通）
 ・ 児玉総合支所
 支所市民福祉課 ☎ 0495(72)1333（直通）

発行：全国被災建築物応急危険度判定協議会
 編集：本庄市

震度と揺れ等の状況（概要）

0		【震度0】 人は揺れを感じない。
1		【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2		【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。
3		【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4



【震度4】

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱



【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。



耐震性が高い



耐震性が低い

5弱



【震度5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

6強



【震度6強】

- はわないと動くことができない、飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。



耐震性が高い



耐震性が低い

5強



【震度5強】

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7



【震度7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。



耐震性が高い



耐震性が低い

地震が起きたら
あわてず、まず身の安全を!!
緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

■改定履歴

- ・平成28年（2016年）7月策定
- ・令和 2年（2020年）3月改定
- ・令和 6年（2024年）3月改定

本庄市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

（令和6年3月改定）

発行：埼玉県本庄市

編集：都市整備部建築開発課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電話：0495-25-1140（直通）

FAX：0495-24-0242

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/>

本庄市判定マニュアル

 検索